

へきなん地域福祉ハッピープラン

第 4 次碧南市地域福祉計画

第 6 次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画

<骨子案>

碧南市

碧南市社会福祉協議会

令和 8 年 8 月

野尻教授ご挨拶

市長ご挨拶

社協会長ご挨拶

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の経緯	2
3 はじめに	3
4 地域福祉の推進のために	4
5 計画の位置づけ	9
6 SDGs の推進	13
7 計画の期間	13
8 計画の策定体制	14
第2章 碧南市の状況	15
1 碧南市の現状	15
2 市民意識調査結果	24
3 団体等ヒアリング調査結果	31
4 現行計画の評価	34
5 課題の整理	42
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本目標	44
3 施策の体系及び重点施策	45
第4章 基本計画	46
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画	47
第6章 成年後見制度利用促進計画	48
第7章 再犯防止推進計画	49
第8章 地区別計画	50
第9章 計画の推進	56
資料編	57

1 計画策定の背景

（１）策定の趣旨

近年、我が国では、少子化に伴う人口減少や高齢化が進行するとともに、核家族化や単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等により、地域住民同士のつながりの希薄化が顕著になり、家庭や地域で助け合う機能が弱まっています。そのような中、社会からの孤独・孤立、80-50問題、ヤングケアラーの存在等、地域を取り巻く課題はますます複雑化・多様化しています。そのため、介護保険などの高齢者支援制度や障害者支援制度、子育て支援制度など、それぞれの制度の利用だけでは解決が困難なケースも多く、制度のはざまの見えにくいニーズに対する支援や、そのニーズをキャッチする難しさが課題となっています。

これらの変化を踏まえ、国においては、平成 29 年の社会福祉法改正を受けて、地域のあらゆる課題を「我が事・丸ごと」として解決し、地域共生社会の実現を目指す方針を示しました。また、令和 2 年の社会福祉法の改正では、複数の課題を抱えている人や地域から孤立している人などの課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する仕組みとして、重層的支援体制整備事業を創設しました。

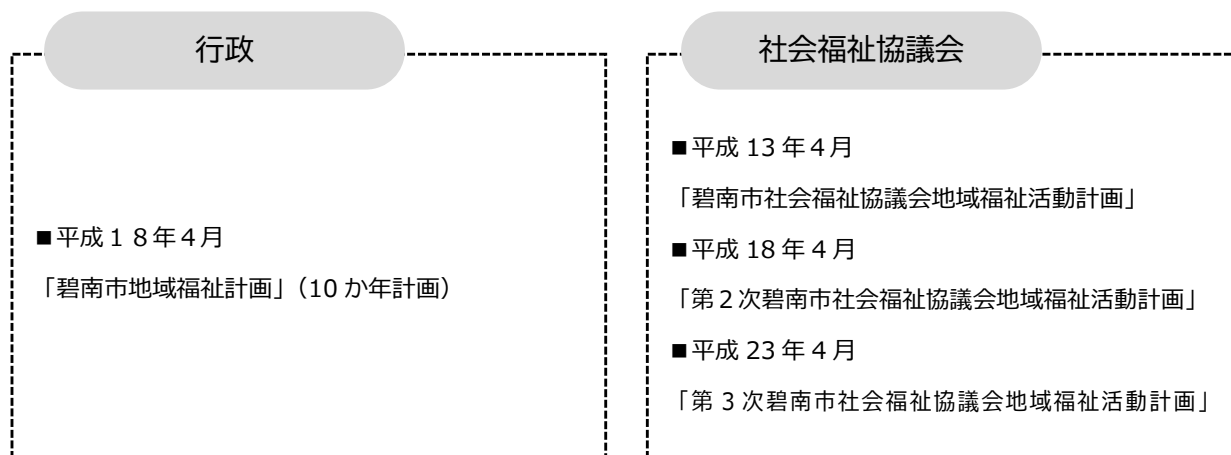
碧南市（以下、「本市」という。）では、地域を構成している、高齢者・障害者・子どもなどすべての住民が、共に生き、相互に支え合い、地域の出来事をまず自分事として考えることのできる地域の構築を目指した地域福祉の推進のため、平成 18 年に「碧南市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。また、市のまちづくりに関する基本的事項を定め、市民及び行政がそれぞれの役割及び責務を果たし、地域で人と人がつながることにより、生きがいや幸せを感じることのできる社会を実現することを目的とした「碧南市協働のまちづくりに関する基本条例」が、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。平成 28 年からは、行政と碧南市社会福祉協議会が個別に策定してきた「碧南市地域福祉計画」（市策定）、「碧南市地域福祉活動計画」（社会福祉協議会策定）を一体的に策定することとし、令和 2 年には、「へきなん地域福祉ハッピープラン（第 3 次碧南市地域福祉計画）」（以下、「前回計画」という。）を策定しました。近年は、市内の 6 地区で「地域福祉推進協議会」が開催され、定期的な会合が行われ、様々な主体的な地域活動が進められています。今後本市でもますます少子高齢化が進み、人口も縮小していくことが見込まれる中、これまで以上に支援を必要とする人が増えてくることが懸念されます。

このたび前回計画が期間満了を迎えるにあたり、あらためて市民や地域の活動団体等が抱える課題や意識、方向性を把握するとともに、これまで推進してきた施策の評価・見直しを行い、新たな本市における地域福祉の方向性を示す必要があります。以上を踏まえ、「へきなん地域福祉ハッピープラン」を策定するものです。

2 計画策定の経緯

本計画の策定に至るまでの経緯は以下の通りです。

■計画策定の経緯



一体的な策定

平成28年4月

へきなん地域福祉ハッピープラン
(第2次碧南市地域福祉計画・
第4次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画)

令和3年4月

へきなん地域福祉ハッピープラン
(第3次碧南市地域福祉計画・
第5次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画)

令和9年4月

へきなん地域福祉ハッピープラン
(第4次碧南市地域福祉計画・
第6次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画)

3 はじめに

(1) 「地域福祉」の定義

「ふくし」とは…

ふだんの くらしの しあわせ

これまで“福祉”は、行政が中心となり、高齢者や障害者、子どもなどの対象者ごとに分かれた制度に基づいて支援体制が整えられ、サービスが提供されてきました。地域福祉とは、地域社会で暮らす中での生活課題を、公的なサービスだけではなく、住民・行政・福祉関係者が協働して解決し、持続可能な地域社会を構築するという考え方です。

現代社会において、人々が抱える生活課題はますます多様化・複雑化しています。そのような状況下において、公的な福祉サービスの充実整備を図るとともに、地域における生活課題に対応する、地域での支え合いを進めるための地域福祉のあり方を検討することが喫緊な課題となってきました。地域福祉の推進には、住民の主体的な参加が不可欠です。近隣同士での課題の早期発見や、公的なサービスだけでは対応できないきめ細やかな住民主体の支援が地域のつながりを強化し、生活課題の深刻化を防ぐ効果も期待されます。

このように、地域福祉とは、地域の人同士が顔の見える関係をつくり、地域のことを自分ごととして考え、相互に支え合いながら「ふくし」、すなわち“ふだんのくらしのしあわせ”を実現していくことを目指すものです。

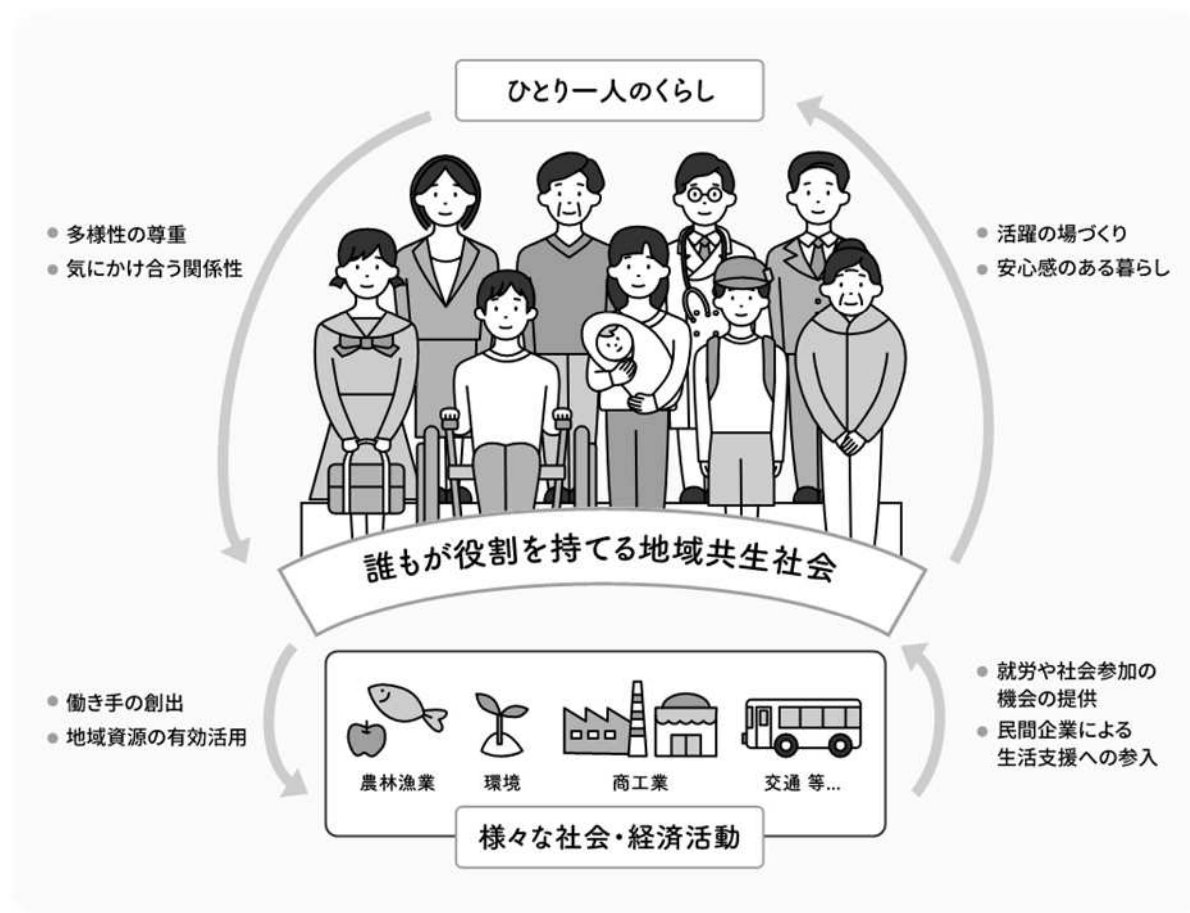
4 地域福祉の推進のために

(1) 「地域共生社会」の定義

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

■地域共生社会イメージ(出典:厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」)



（２）包括的な支援体制　ー地域共生社会の実現に向けてー

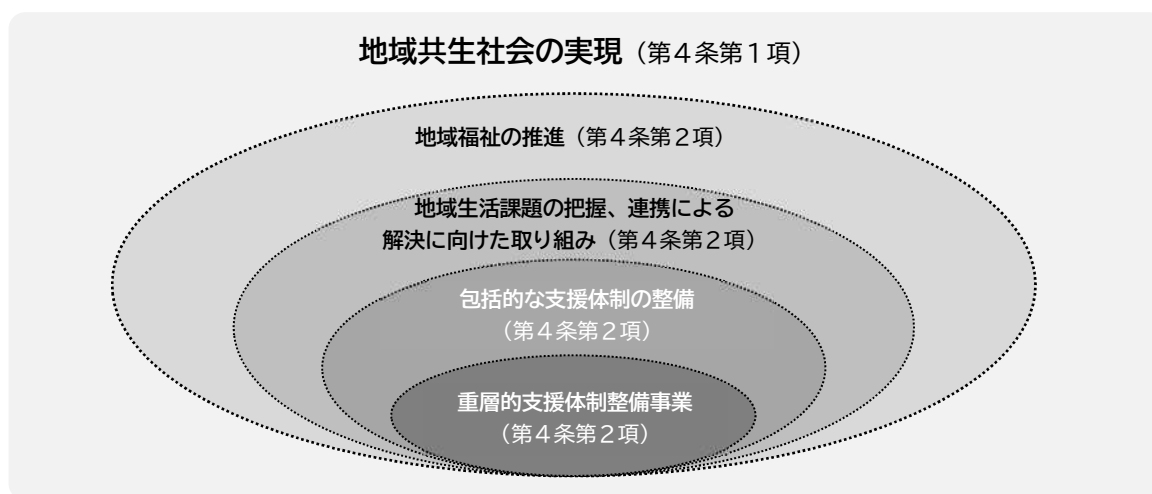
「包括的な支援体制」は、平成 29 年の社会福祉法改正により、市町村に整備の努力義務が課せられた地域共生社会を実現するための制度です。目的は、地域住民が抱える複雑な課題に対して、相談支援、地域づくり、参加支援、アウトリーチなどの機能を統合し、住民中心の支援を実現することにあります。令和 2 年の改正では、重層的支援体制整備事業が新設され、人口減少や担い手不足が深刻な地域でも機能を確保できるようになっています。

「包括的な支援体制」の整備は「地域福祉の推進」の中に含まれています。したがって「包括的な支援体制」の取組は、地域福祉の既存の取組が出発点となります。

「地域生活課題」には、地域で普通に暮らしていこうとした時に課題になることがすべて含まれており、福祉分野の課題に限定されていません。したがって、包括的な支援体制は、福祉部門に閉じず、多分野にまたがる全庁的な取組として進めていく必要があります。

市町村が主体となって地域資源を結びつけ、住民中心の支援を実現することで、地域住民の複雑化・多様化したニーズに対応するための総合的・協働的な支援の枠組みです。

■包括的な支援体制の整備と重層支援体制整備事業の位置づけ



資料：厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」資料より作成

（３）「重層的支援体制整備事業」について

重層的支援体制整備事業は、包括的支援体制を整備し、地域共生社会を実現するための重要な制度設計であり、分野横断的支援や地域資源活用を通じて、複合課題を抱える市民を「丸ごと」支える仕組みを構築します。

具体的には、属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることをめざします。支援の対象も、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立などの課題を抱えるすべての市民であり、属性は問わず、どのように支援体制を整えていくかは、各市町村が具体的な取組を検討し、地域の実情に合った方法で進めていくことになっています。

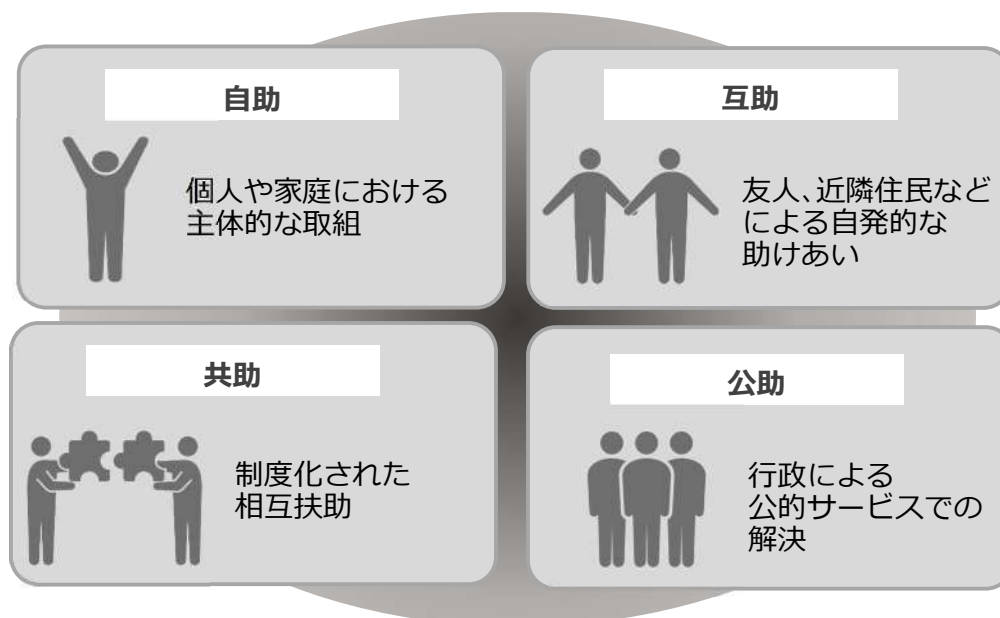
本市においても、誰もが安心して暮らせる地域をめざし、重層的支援体制整備に取り組んでおり、支援が必要な人への切れ目のない支援を実現します。

■重層的支援体制整備事業における各事業の概要

区分	内容
包括的相談支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号)	・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・ 支援機関のネットワークで対応する ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号)	・ 社会とのつながりをつくるための支援を行う ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号)	・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号)	・ 支援が届いていない人に支援を届ける ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号)	・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・ 支援関係機関の役割分担を図る

（４）地域福祉を進めるための自助・互助・共助・公助

地域福祉を進めるためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点を持って、重層的に取り組んでいくことが大切です。また、これまではそれぞれが役割分担して取り組みを進めることに重きが置かれていましたが、昨今の多様化・複雑化する地域生活課題に対応していくためには、それぞれが重なり合って、柔軟に、できることをやっていくことが大切です。

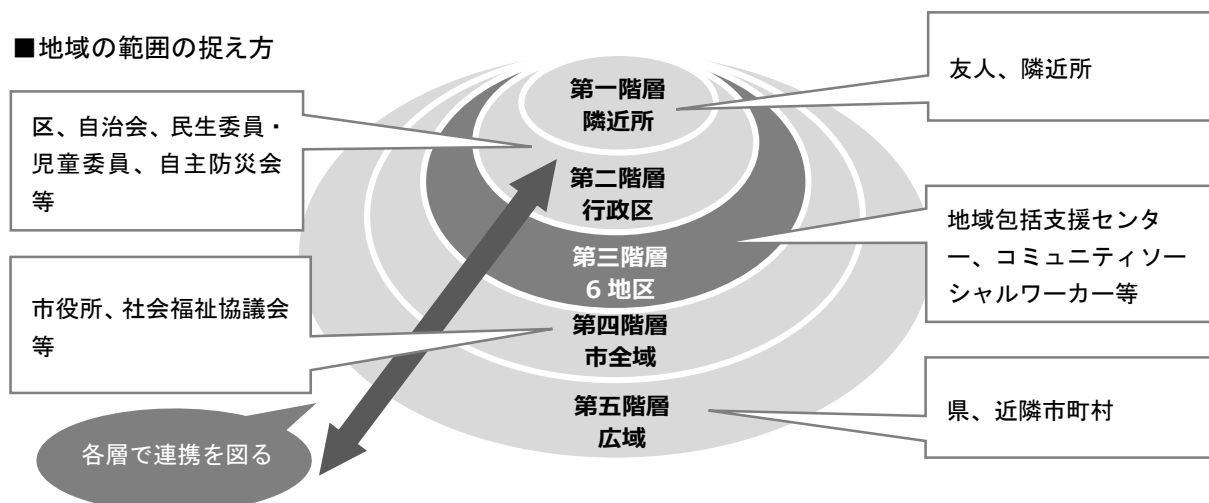


（５）地域福祉を進めるための圏域の考え方

地域福祉を推進していくには、身近な隣近所での支え合いから、行政や社会福祉協議会、福祉事業所による専門的な支援まで、地域の課題や実情を踏まえた取り組みが必要になります。隣近所の最も小さな範囲から、市全域、県・広域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において施策を展開することで、効果的な活動を推進することが大切です。

本市では、これまで市内6地区（新川地区、中央地区、大浜地区、棚尾地区、旭地区、西端地区）において地域福祉推進会議を開催し、地域福祉を進める主要な圏域として役割を担ってきました。今後も、6地区を単位とした課題検討や取り組みの実践を進めつつ、地域を重層的に捉え、各階層が相互に連携し、適切な範囲において多様な施策を展開していきます。

■地域の範囲の捉え方



（６）国の動き

国では近年、「地域共生社会」の実現に向けた様々な動きがみられます。平成２９年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法についても改正されました。さらに令和元年度には、厚生労働省に設置された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」で、地域共生社会の具体化に向けた方向性が示され、その後、全国で実施されたモデル事業を踏まえ、令和２年６月の社会福祉法の改正で「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

また、令和８年６月には地域共生社会の推進と福祉サービスの持続可能性確保を目的として「社会福祉法」が一部改正されました。

■地域福祉に関する近年の動き

年月	法律等	概要
令和３年 ４月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
令和５年 ３月	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定	「再犯防止推進計画（第一次）」を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、令和５（２０２３）年３月「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。就労・居住の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進などの７つの重点課題が位置づけられており、９６の具体的施策が盛り込まれています。
令和５年 ４月	「こども基本法」施行	次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的として制定されました。
令和６年 １月	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会「共生社会」の実現を推進することを目的として制定されました。
令和６年 ４月	「孤独・孤立対策推進法」施行	国・地方公共団体等において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定められました。
令和６年 ４月	「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」施行	「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うことを目的として制定されました。
令和６年 ６月	「改正子ども・若者育成支援推進法」施行	国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）が明記され、ヤングケアラーへの支援の普及が図られることとなりました。
令和９年 ４月	社会福祉法等の一部施行予定	地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充として、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実や、成年後見制度等の適切な利用の支援について制定され、一部の段階的施行を除き、令和９年４月に施行される予定です。

5 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠法

「へきなん地域福祉ハッピープラン」は以下のような法律に基づき策定します。今回の計画から、新たに「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」「重層的支援体制整備事業実施計画」も包含した計画として一体的に策定します。

- ①第4次碧南市地域福祉計画：「社会福祉法」第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画
- ②第6次碧南市社協地域福祉活動計画：碧南市社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的に策定する計画

■包含する計画

- ①成年後見制度利用促進計画：「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づき策定する計画
- ②地方再犯防止推進計画（新規）：「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する計画
- ③重層的支援体制整備事業実施計画（新規）：「社会福祉法」第106条の4第2項に規定される「重層的支援体制整備事業」に関する取組の方向性を位置づけた計画

■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律 第8条（地方再犯防止計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

■社会福祉法 第106条の5（重層的支援体制整備事業実施計画）

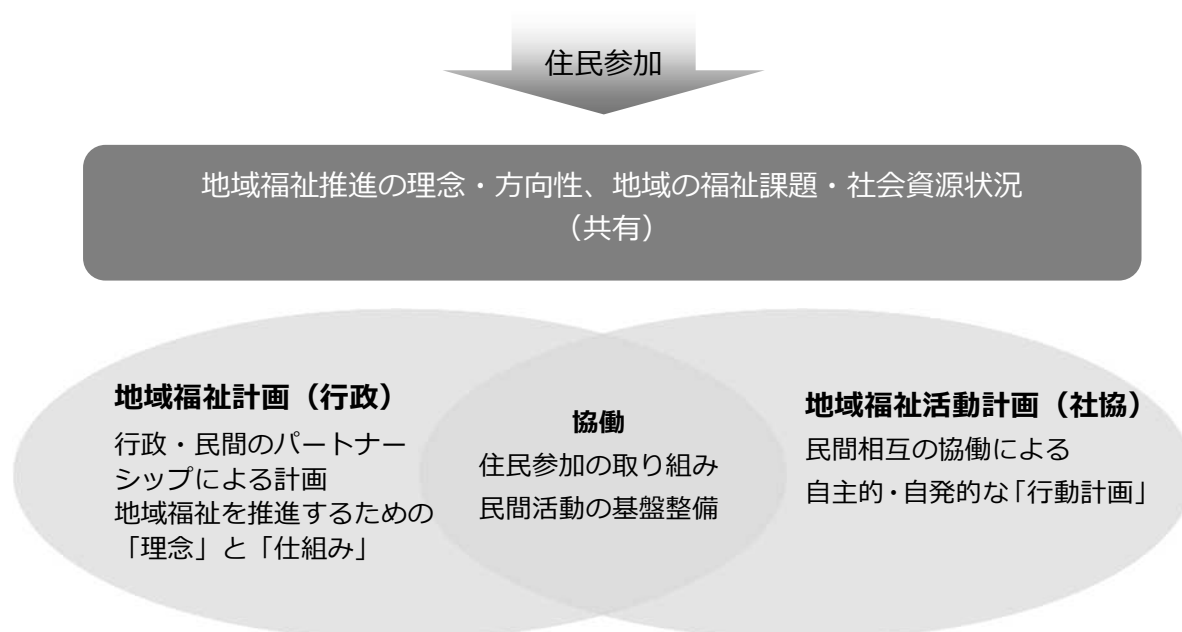
市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする。

(2) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」策定の位置づけ

- **「地域福祉計画」**は、社会福祉法第107条に基づいて行政が策定する市町村地域福祉計画です。地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、市の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。
- **「地域福祉活動計画」**は、住民や、地域で福祉活動を行う人々、福祉に関するサービス等を提供する事業所等が協力して、地域福祉を推進していくことを目的とした民間の活動・行動計画です。社会福祉協議会が中心となって取り組むべきことを定めています。

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、行政の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とし「具体的な取組」を定めた民間の活動・行動計画で、社会福祉協議会が住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人々、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人々と相互協力して策定します。行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、重なり合う部分が多く、行政と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効果的であることから、前計画に引き続き一体的に策定します。

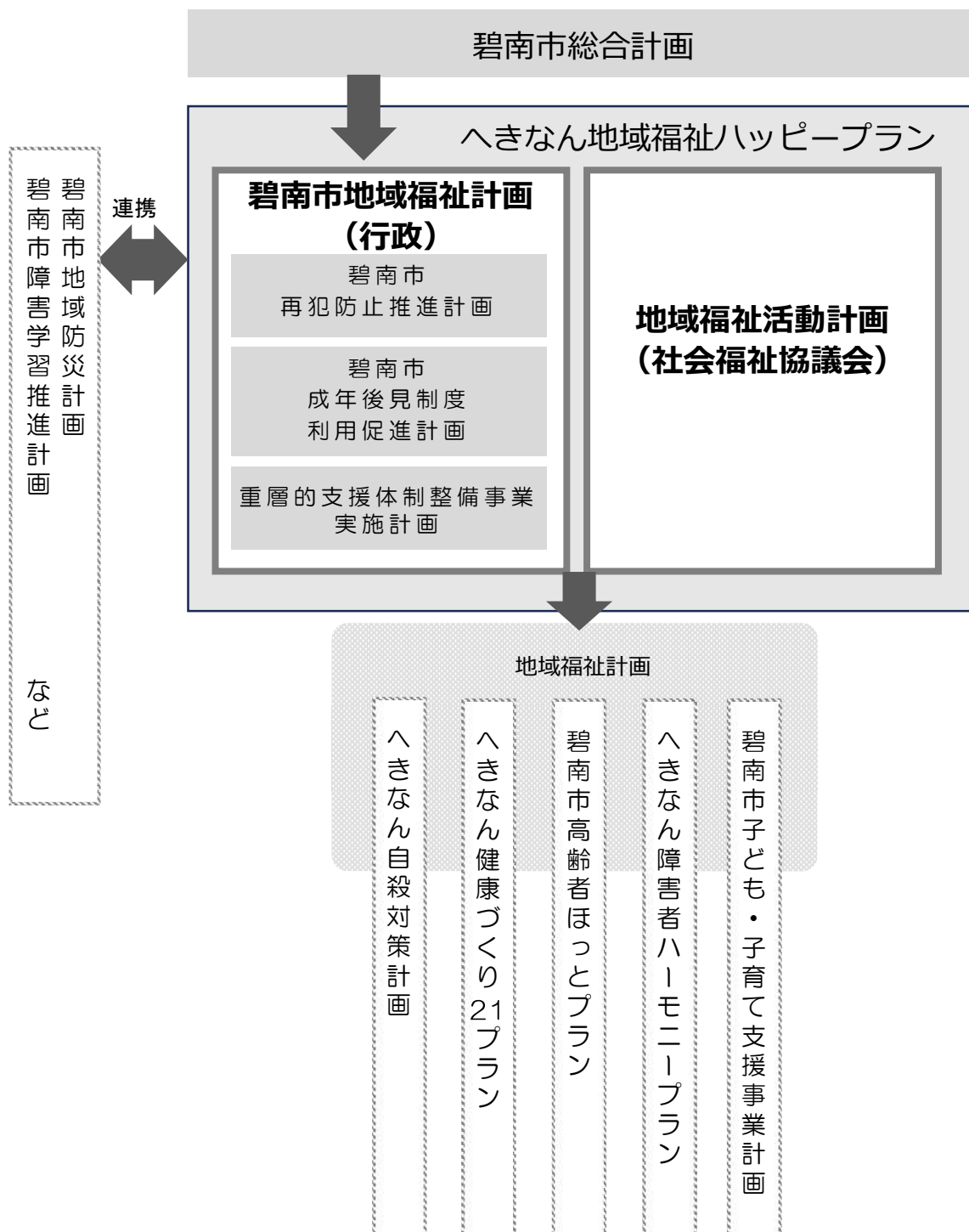
■ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係



(3) 他計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である「総合計画」との整合を図り、策定します。また、「社会福祉法」の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画となったことも踏まえ、子ども・子育て、障害福祉、介護・高齢者福祉などの本市の他の福祉分野の計画とも整合性を図ります。

■他計画との関係



（４）社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第１０９条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定された社会福祉法人です。

社協は、以下の事業を行う地域福祉活動の推進組織として、中核的な役割が求められています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等
- ④その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

これを踏まえ、社協では、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として活動しています。

つまり、行政の手の行き届かない社会福祉に関する様々な事業を行うことで、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めています。

6 SDGsの推進

平成 27 年の国連サミットで令和 12 年までの先進国を含む国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsでは、国際社会全体で地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する 17 の目標と 169 のターゲットが示されています。

■特に本計画と深く関連する目標

目標 1：貧困をなくそう  あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	目標 3：すべての人に健康と福祉を  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4：質の高い教育をみんなに  すべての人に包括的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	目標 8：働きがいも経済成長も  包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 10：人や国の不平等をなくそう  各国内及び各国間の不平等を是正する	目標 11：住み続けられるまちづくりを  包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 16：平和と公正をすべての人に  公正、平和かつ包摂的な社会を推進する	目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

7 計画の期間

本計画の計画期間は、6 年とし、必要に応じ、見直しを行います。

■計画の期間

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
地域福祉計画 (行政)	へきなん地域福祉 ハッピープラン （第 3 次地域福祉計画 第 5 次地域福祉活動計画）						へきなん地域福祉 ハッピープラン （第 4 次地域福祉計画 第 6 次地域福祉活動計画）					
地域福祉活動 計画 (社協)												

8 計画の策定体制

本計画の対象は、本市に暮らす住民や、活動する団体、事業所等、本市に関わりを持つすべての人を対象とします。そのため、性別・年齢・障害の有無、国籍等に関わらず誰もが福祉の担い手であり、受け手となります。そのため、計画策定段階においても住民が参加し、地域の課題を自分ごととして考えていくため、次のような体制で計画の策定を進めました。

（１）碧南市地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係団体等、社協、公募市民、行政で構成した「碧南市地域福祉計画策定委員会」において、地域福祉に関わる様々な分野から本計画の施策、内容等について検討を行い、計画に反映しました。

（２）碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会

関係各課の職員を部会員として構成した「碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会」において、計画策定の進め方や課題、計画案の検討・作成を行いました。

（３）地域福祉推進会議

市内6地区（新川地区、中央地区、大浜地区、棚尾地区、旭地区、西端地区）において、これまでの各地域の取り組みを踏まえ、今後の方向性等を地域住民同士で検討するため、地域福祉推進会議を各地区2回開催しました。会議は、ワークショップ形式で実施しました。

（４）市民意識調査

住民の福祉についての考えや意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、18歳以上の本市で暮らす住民を対象にアンケート調査を実施しました。

（５）団体等ヒアリング調査

福祉やまちづくりに関わる団体等の考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、各分野で活躍する団体等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

（６）関係課等ヒアリング調査

前回計画の施策や事業の進捗状況及び今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、関係各課や社協等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

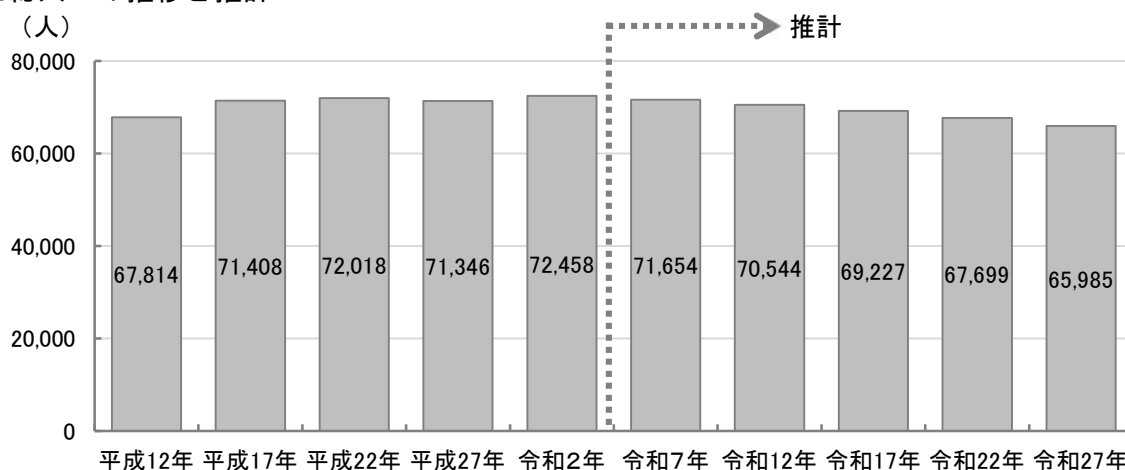
1 碧南市の現状

(1) 人口の状況

本市の総人口は、平成22年までは増加していましたが、平成27年では減少に転じており、今後も減少していくことが見込まれます。なお、令和7年の国勢調査の速報値による本市の人口は71,349人であり、推計値を下回っています。

年齢3区分別人口割合をみると、15歳未満、15～64歳の人口割合が減少、65歳以上の人口割合が増加しており、今後も少子高齢化が進行していくことが見込まれます。

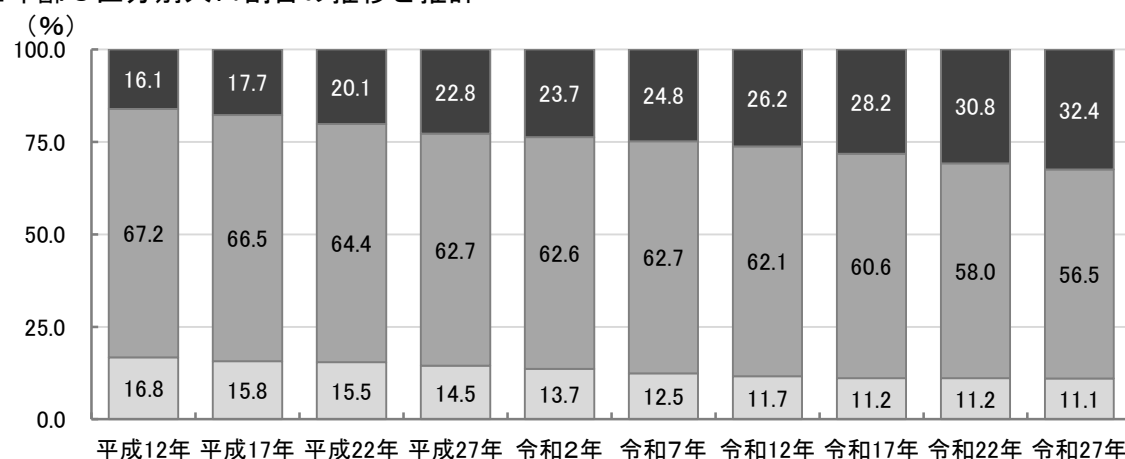
■総人口の推移と推計



平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年 令和7年 令和12年 令和17年 令和22年 令和27年

資料：(令和2年まで) 国勢調査、(令和7年以降) 国立社会保障・人口問題研究所

■年齢3区分別人口割合の推移と推計



平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年 令和7年 令和12年 令和17年 令和22年 令和27年

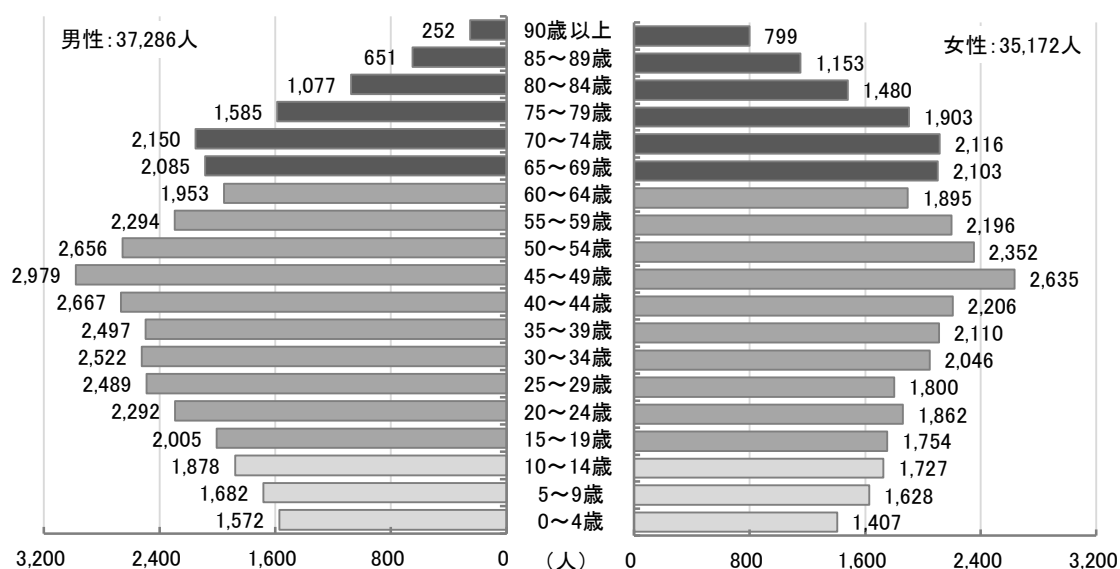
□ 15歳未満 □ 15～64歳 ■ 65歳以上

資料：(令和2年まで) 国勢調査、(令和7年以降) 国立社会保障・人口問題研究所

人口ピラミッドをみると、本市には多くの自動車関連企業が立地することから、男性の人口が多くなっています。特に 20～30 歳代では男性の人口が女性よりも 2,000 人程度多くなっています。一方で、高齢になるほどその差は小さくなり、75 歳以上では各年齢層で女性が男性の人口を上回っています。

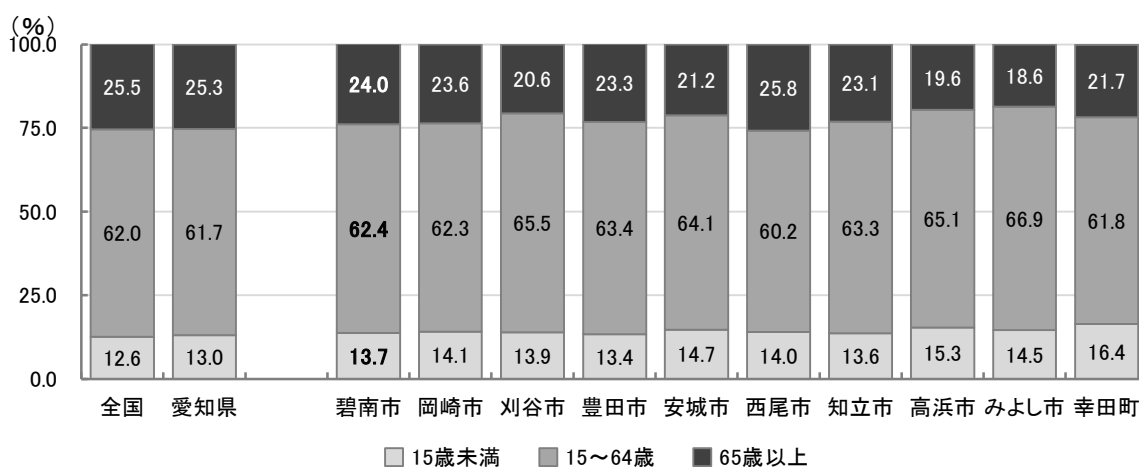
全国、愛知県、西三河地域と年齢 3 区分別人口割合を比較すると、本市の高齢化率（65 歳以上人口の割合）は愛知県よりも低くなっていますが、西三河地域ではやや低めとなっています。

■人口ピラミッド（令和 2 年）



資料：国勢調査

■全国、愛知県、西三河地域との年齢 3 区分別人口割合の比較（令和 2 年）



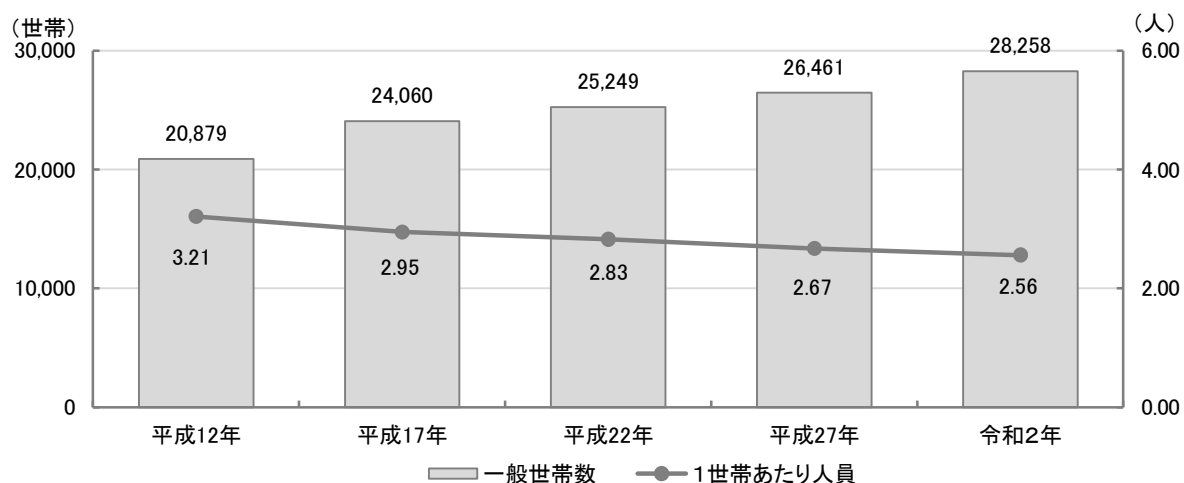
資料：国勢調査

（２）世帯の状況

一般世帯数と１世帯あたり人員数は、一般世帯数が年々増加している一方で、１世帯あたり人員数は減少し、世帯が縮小しています。

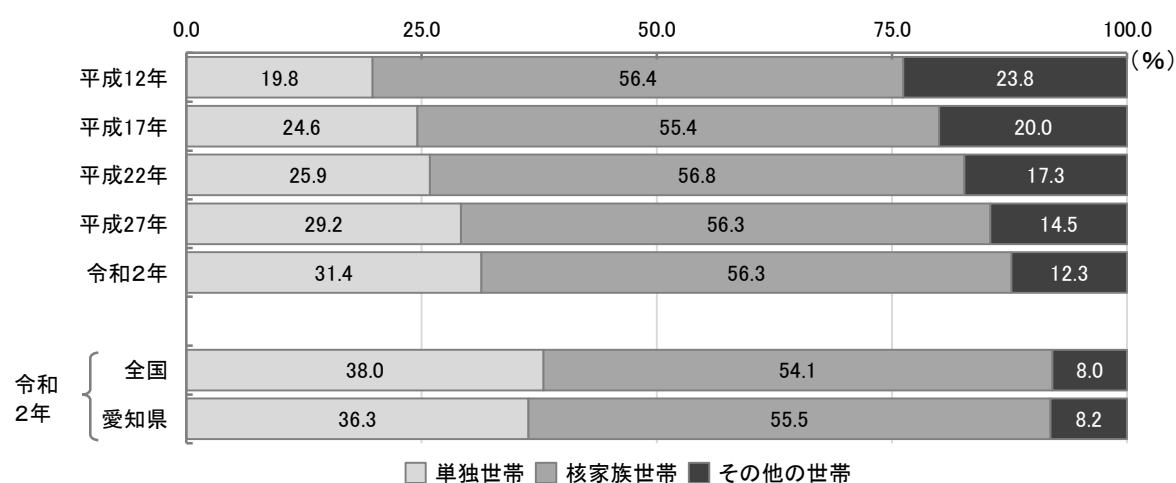
世帯の家族類型別割合をみると、単独世帯は年々増加しており、多世代世帯を含むその他の世帯は年々減少しています。一方で、全国や愛知県と比較すると、本市は「その他の世帯」の割合が高く、多世代世帯が多い状況がうかがえます。

■一般世帯数と１世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

■世帯の家族類型別割合の推移と全国、愛知県との比較



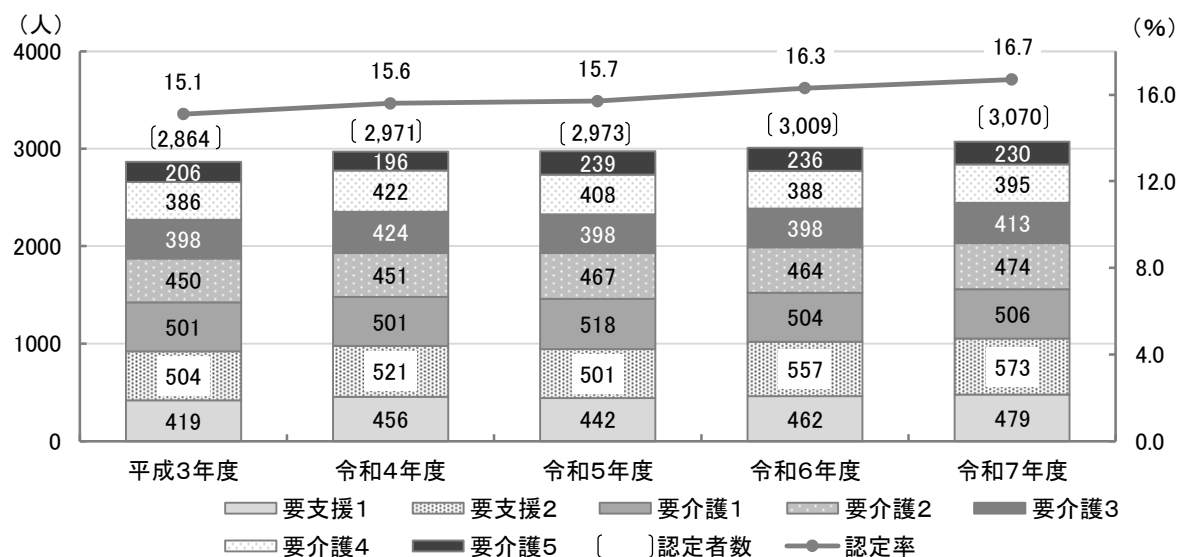
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は、令和7年で3,070人となっており、増加傾向にあります。要介護別でみると、いずれの要介護度においても認定者数は概ね増加しており、特に要支援1、要支援2の伸びが大きくなっています。

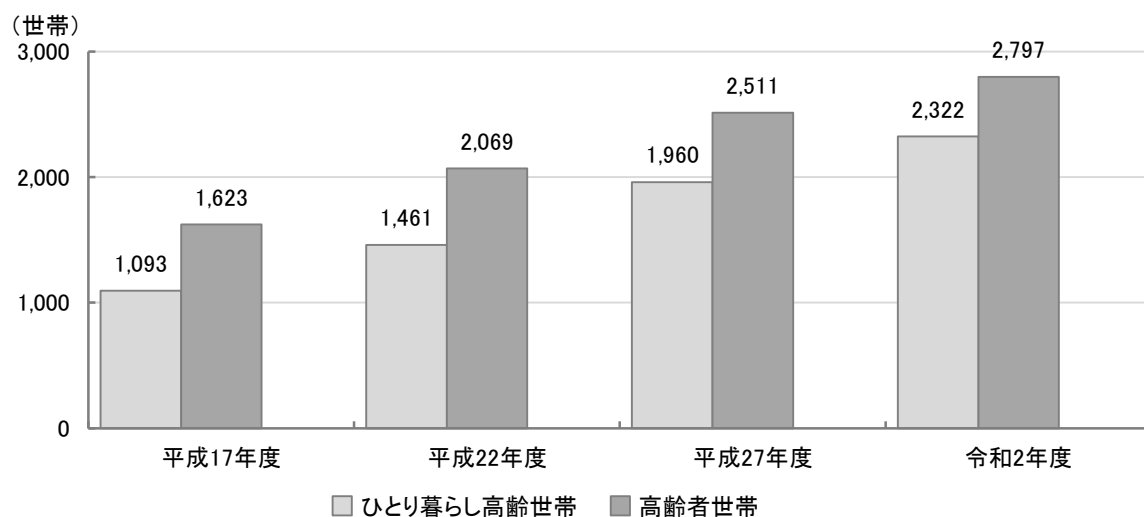
高齢者のみの世帯数は、高齢単独世帯、高齢世帯ともに年々増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：高齢介護課（各年3月31日）

■高齢者世のみの世帯の推移



資料：国勢調査

(4) 子どもの状況

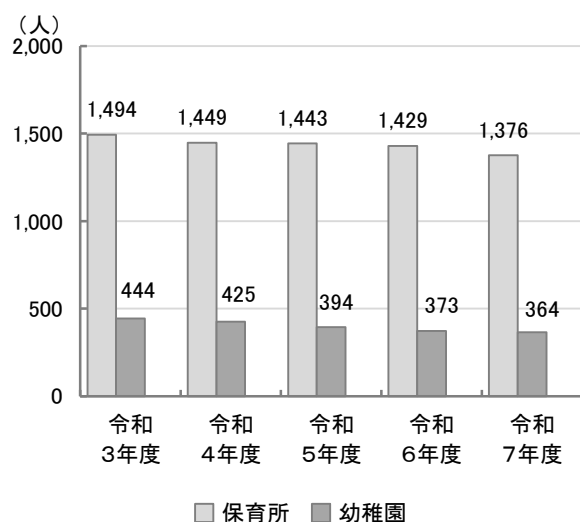
保育園・幼稚園の児童数は、減少傾向にあり、保育園の児童数は令和7年度で1,300人台、幼稚園の児童数は300人台となっています。

小学校・中学校の児童数も、減少傾向にあり、小学校の児童数は令和7年度で3,600人台、中学校の生徒数は1,900人台となっています。

児童クラブのクラブ数は令和3年以降は横ばいとなっています。通所児童数は令和5年までは年々減少していましたが、令和6年度から増加傾向にあります。

ひとり親世帯数は、母子世帯数が増加にありましたが、令和2年では減少しています。

■保育園・幼稚園の児童数の推移

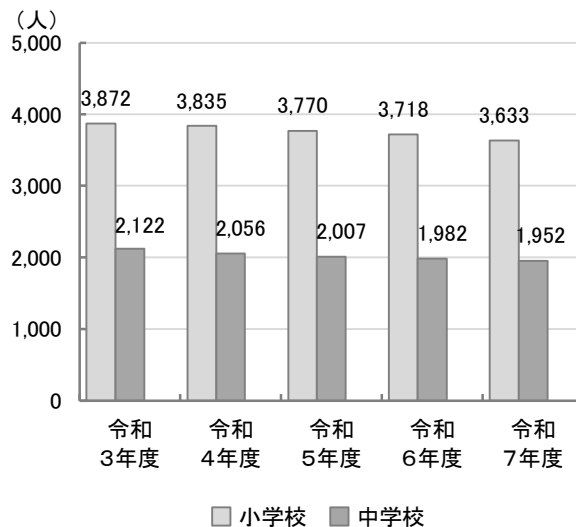


資料：(保育園) 保育課 (各年度4月1日)

※認定こども園も含めて掲載。

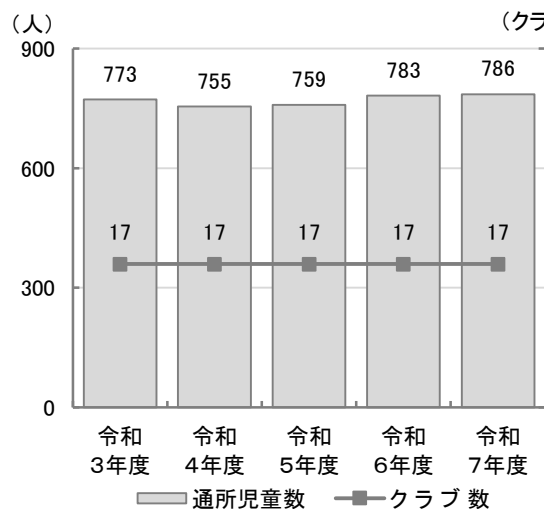
(幼稚園) 学校基本調査 (各年度5月1日)

■小学校・中学校の児童・生徒数の推移



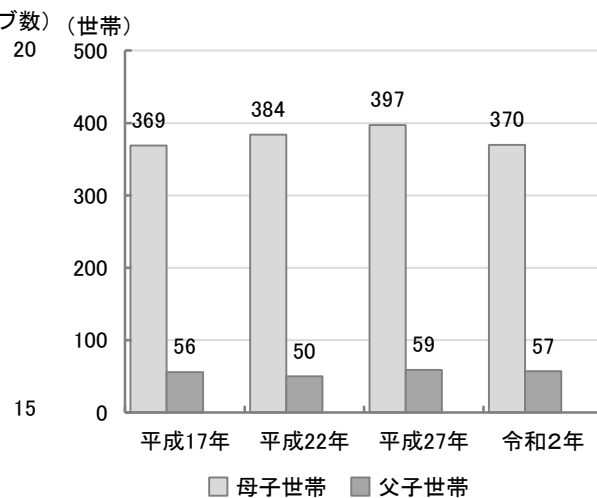
資料：学校教育課 (各年度5月1日)

■児童クラブのクラブ数と通所児童数の推移



資料：保育課 (各年4月1日)

■ひとり親世帯数の推移

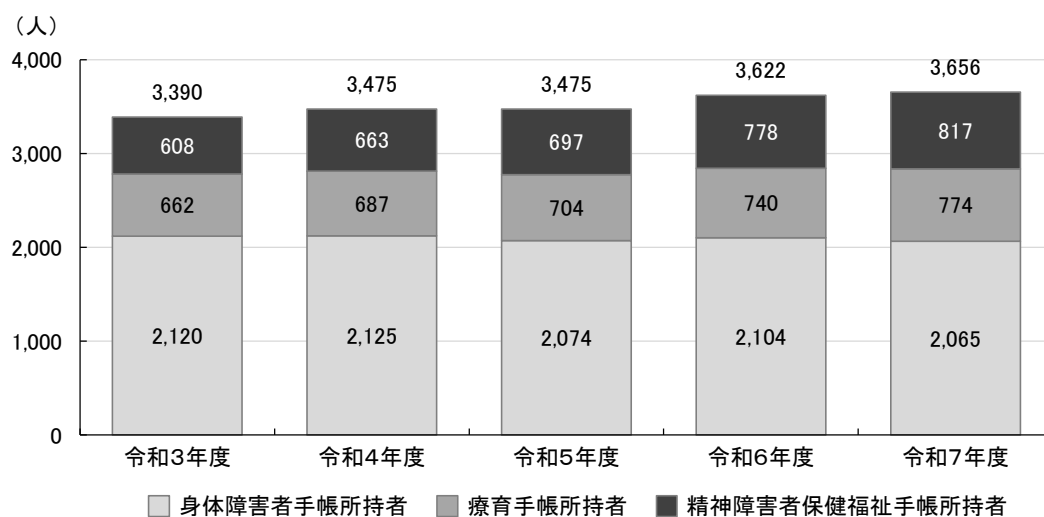


資料：国勢調査

（５）障害のある人の状況

障害者手帳所持者数は、全体で増加しています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は概ね横ばい傾向、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

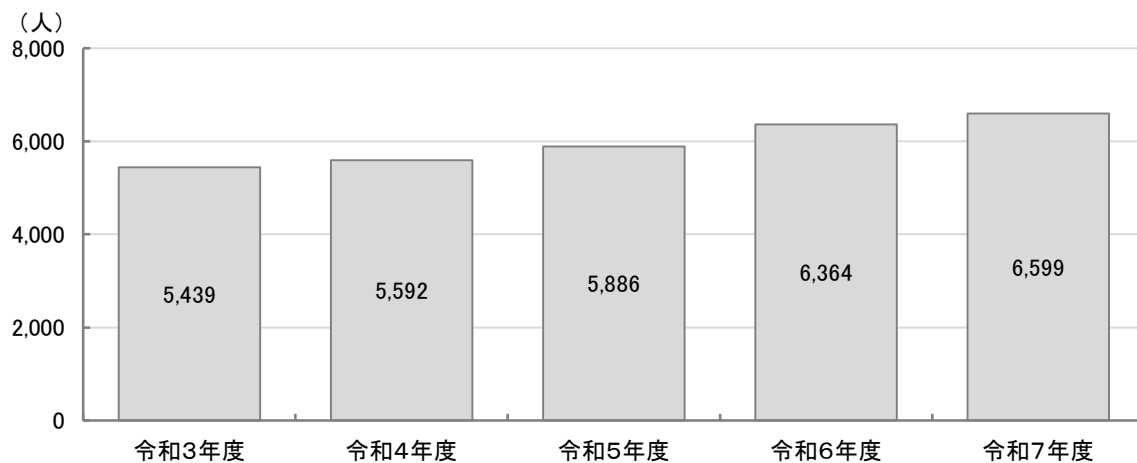


資料：福祉課（各年４月１日）

（６）外国人の状況

外国人住民は年々増加傾向にあり、令和７年度では6,500人を超えています。

■外国人住民の推移

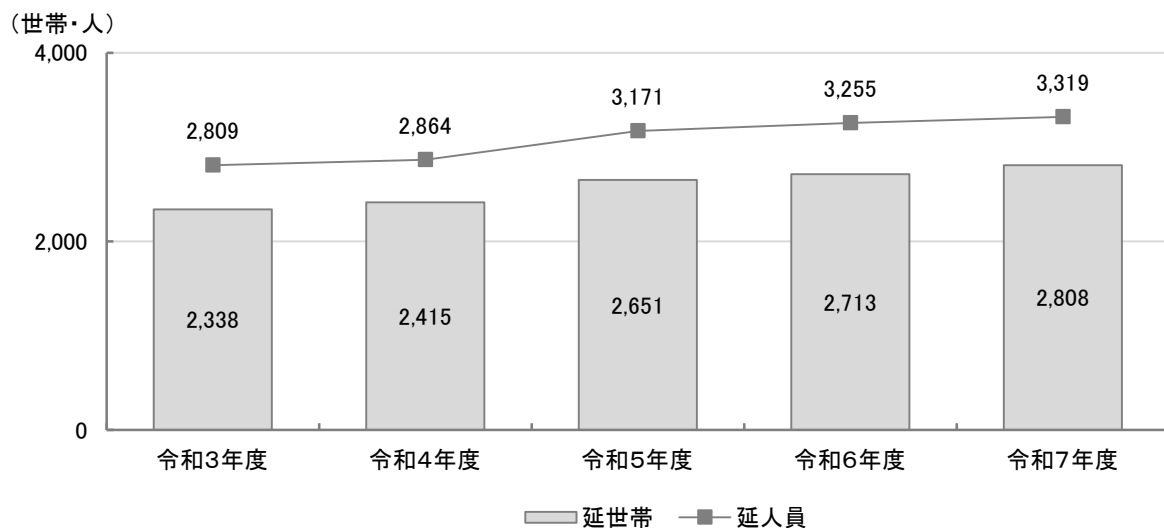


資料：住民基本台帳（各年３月３１日）

（７）生活保護の状況

生活保護受給延世帯数、生活保護受給延人員は、ともに令和３年度より増加しています。

■生活保護受給延世帯数、人員の推移



資料：福祉課

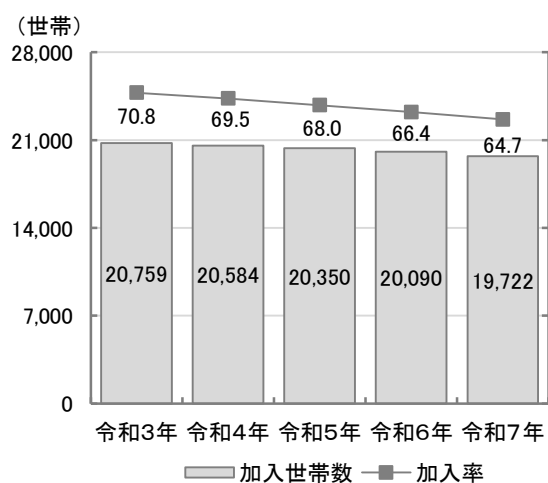
(8) 地域活動の状況

町内会加入世帯数、加入率は、減少傾向にあり、令和7年で加入世帯数が19,000世帯台、加入率が64.7%となっています。

老人クラブ会員数、クラブ数は、減少傾向にあり、令和7年度で会員数が6,000人台、クラブ数が114となっています。

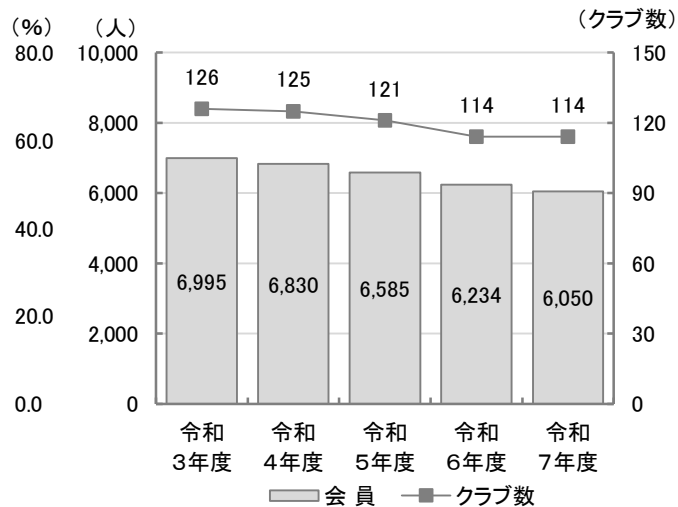
子ども会会員数は令和3年以降横ばいとなっていました。令和7年度で減少し、加入児童数は2,200人台、加入率は59.0%となっています。

■町内会加入者数、加入率の推移



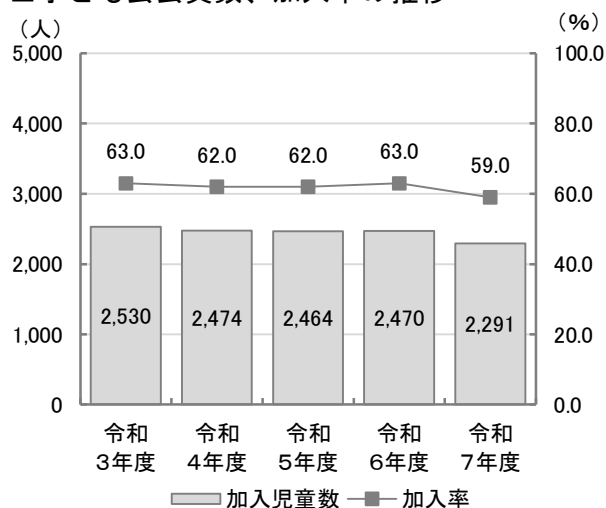
資料：地域協働課（各年1月1日）

■老人クラブ会員数、クラブ数の推移



資料：高齢介護課（各年4月1日）

■子ども会会員数、加入率の推移

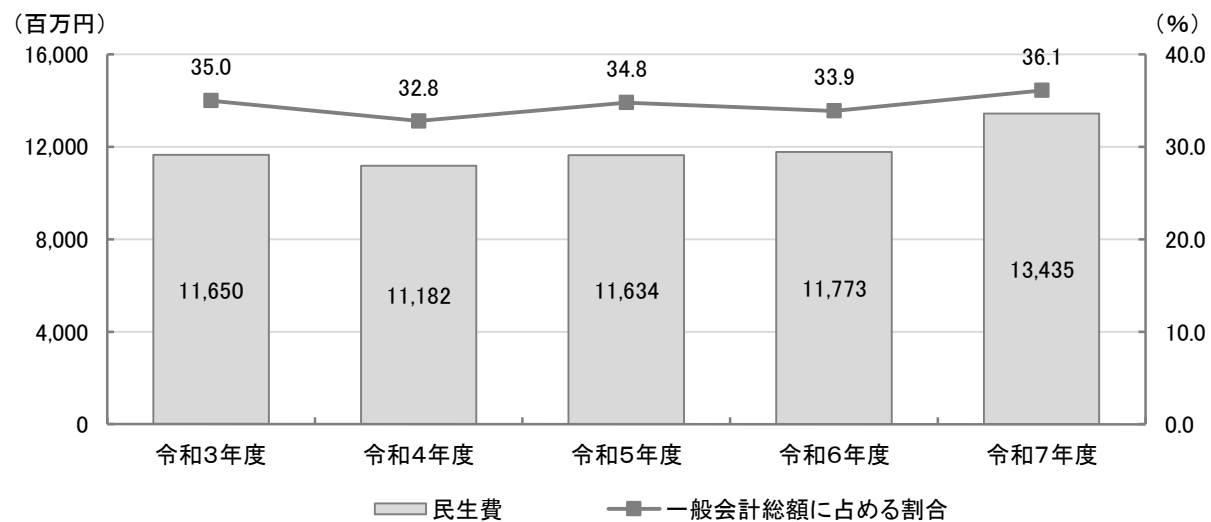


資料：生涯学習課（各年4月1日）

（９）民生費の状況

民生費は、年々増減を繰り返し、令和７年度では130億円台となっています。総額に占める割合は年々増減を繰り返していますが、近年は３割半ば程度で推移しています。

■民生費の推移



資料：財政課

2 市民意識調査結果

本計画を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用するため、アンケート調査を実施しました。

■調査結果の概要

- 調査対象者 令和8年4月1日時点の18歳以上の市民1,000人
- 調査期間 令和8年4月20日から5月7日まで
- 調査方法 郵送配布・郵送による回収またはWEBを通じた回答
- 回収結果 有効回収数：476件 有効回収率：47.6%

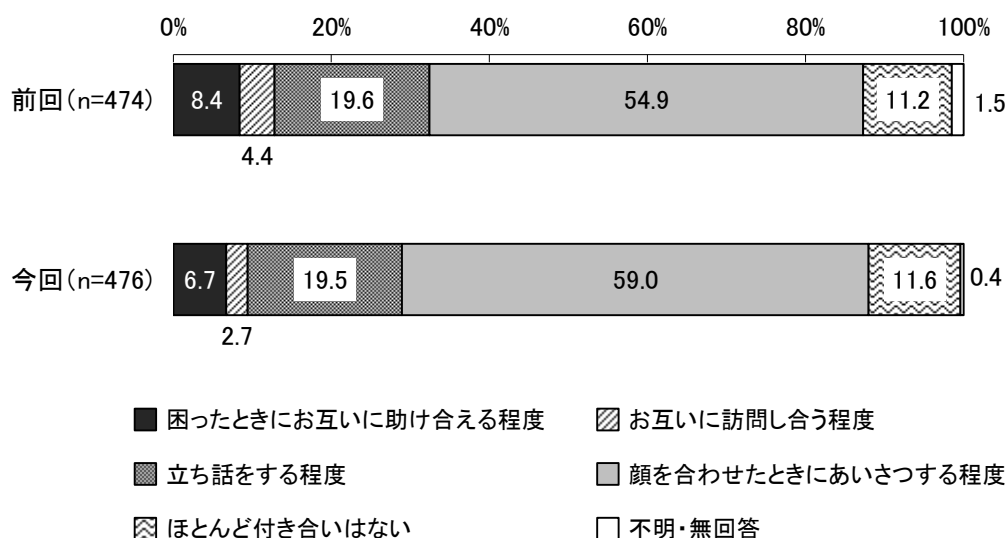
* 経年比較のグラフについて、「前回」は「第3次碧南市地域福祉計画・第5次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画」策定時の調査結果を示し、「今回」は「第4次碧南市地域福祉計画・第6次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画」策定のために実施した調査結果を示します。

(1) 地域との関りや地域活動等について

近所の人とどの程度の付き合いをしているかについて、「顔を合わせたときにあいさつする程度」が59.0%と最も高く、次いで「立ち話をする程度」が19.5%、「ほとんど付き合いはない」が11.6%となっています。

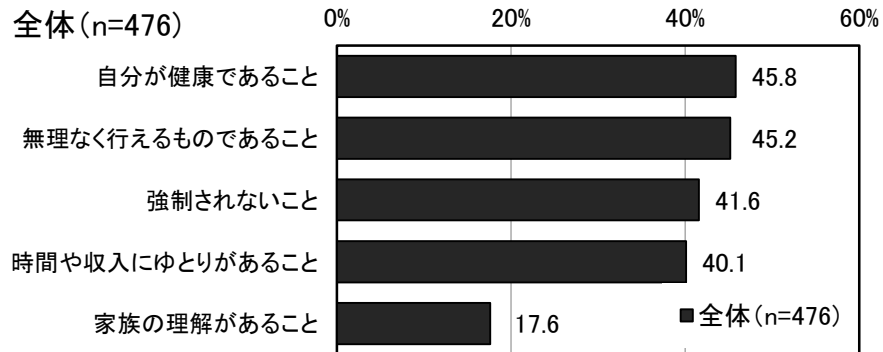
経年比較をみると、今回は「顔を合わせたときにあいさつする程度」が59.0%と、前回と比べて4.1ポイント高くなっています。

■近所の人との付き合いの程度



地域で活動に参加するための条件について、「自分が健康であること」が最も高く、次いで「無理なく行えるものであること」、「強制されないこと」となっています。

■地域活動に参加するための条件(上位5位)

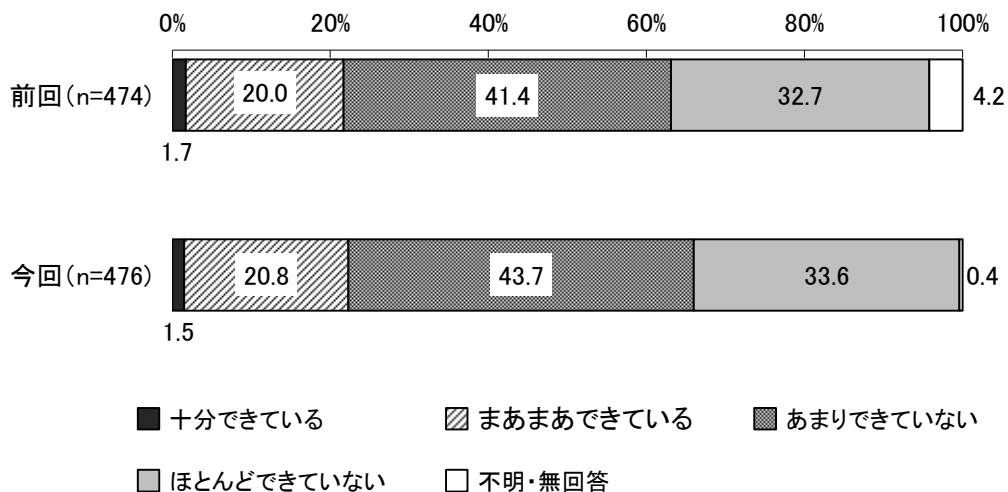


(2) 福祉について

自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについて、「あまりできていない」が最も高く、次いで「ほとんどできていない」、「まあまあできている」となっています。

経年比較をみると、大きな差はみられません。

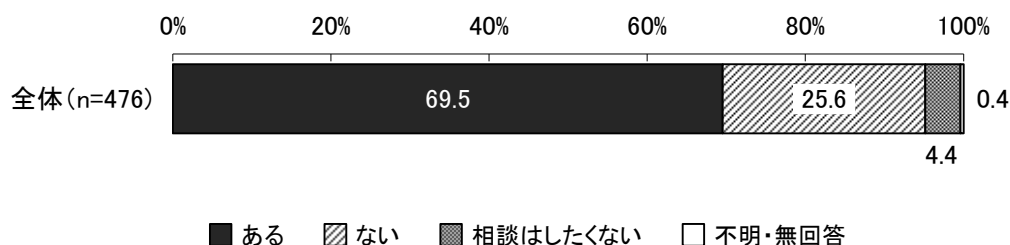
■必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているか



（３）生活上の悩みや相談について

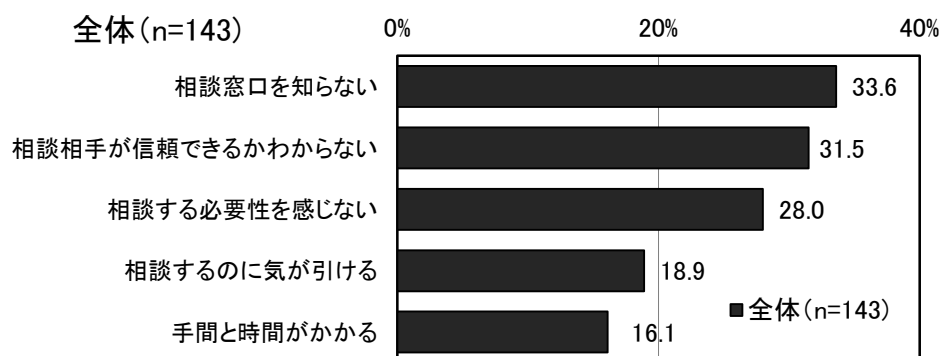
生活上の悩みや不安を相談できる相手または場所（機関）があるかについて、「ある」が69.5%、「ない」が25.6%、「相談したくはない」が4.4%となっています。

■悩みや不安を相談できる相手または場所（機関）があるか



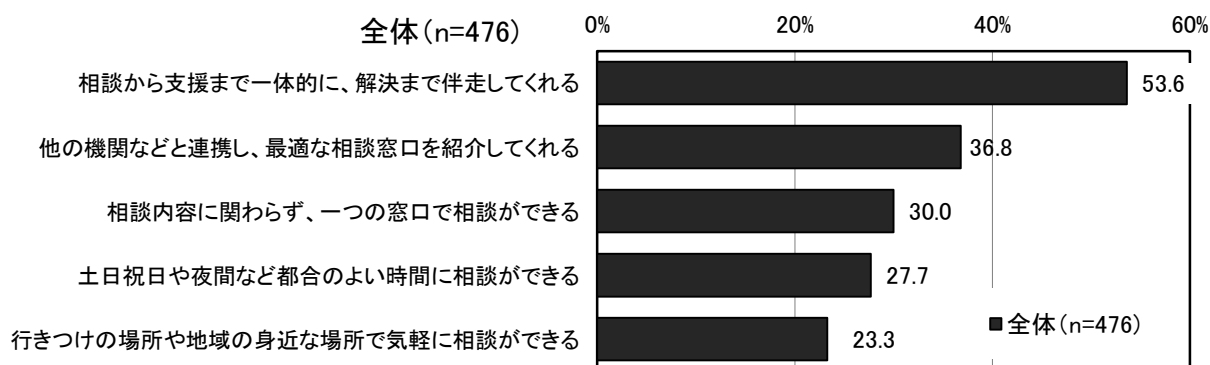
相談をしない理由について、「相談窓口を知らない」が最も高く、次いで「相談相手が信頼できるかわからない」、「相談する必要性を感じない」となっています。

■相談をしない理由（上位5位）



どのような窓口であれば相談しやすいと思うかについて、「相談から支援まで一体的に、解決まで伴走してくれる」が最も高く、次いで「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」、「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談できる」となっています。

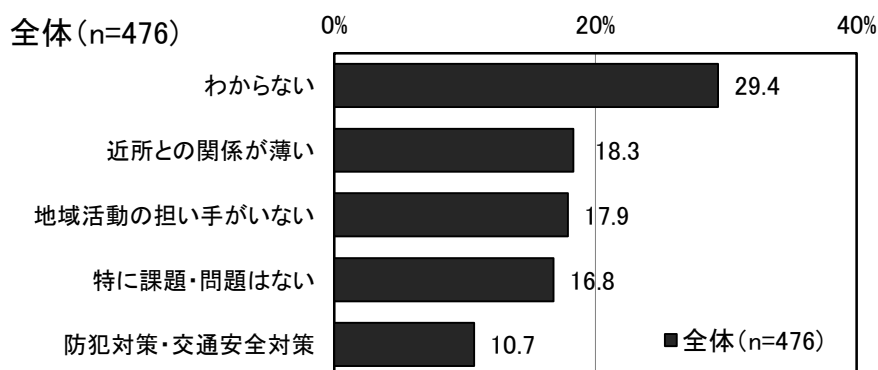
■どのような窓口であれば相談しやすいと思うか（上位5位）



（４）日常生活の中の課題について

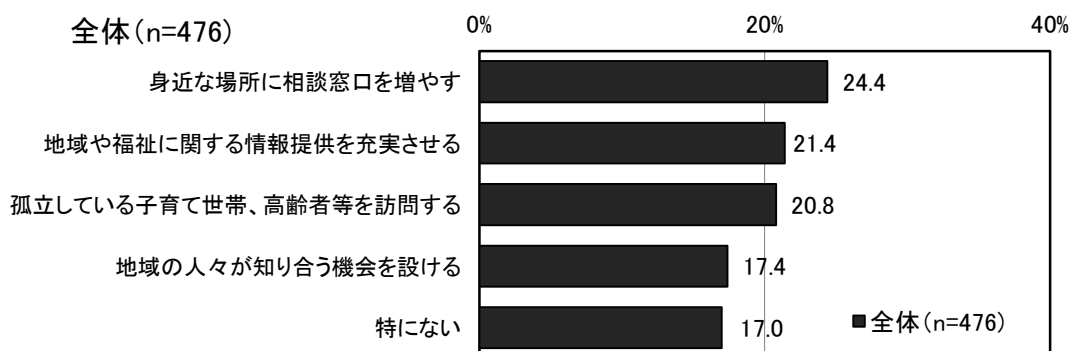
住んでいる地域にどのような課題・問題があるかについて、「わからない」を除くと、「近所との関係が薄い」が最も高く、次いで「地域活動の担い手がいない」、「特に課題・問題はない」となっています。

■住んでいる地域の課題・問題（上位５位）



碧南市で支え合う地域づくりを進めるために、行政（市）はどのような支援を行う必要があると思うかについて、「身近な場所に相談窓口を増やす」が最も高く、次いで「地域や福祉に関する情報提供を充実させる」、「孤立している子育て世帯、高齢者等を訪問する」となっています。

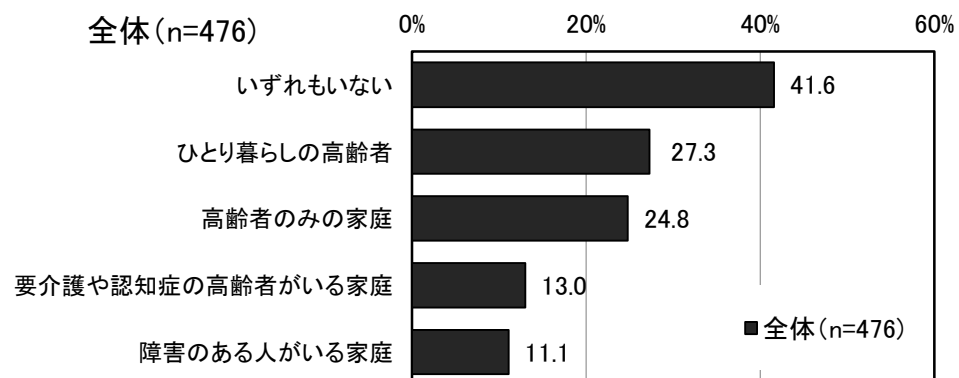
■行政（市）はどのような支援を行う必要があると思うか（上位５位）



（５）地域の助けあいについて

隣近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭があるかについて、「いずれもない」を除くと、「ひとり暮らしの高齢者」が最も高く、次いで「高齢者のみの家庭」、「要介護や認知症の高齢者がいる家庭」となっています。

■周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭（上位５位）

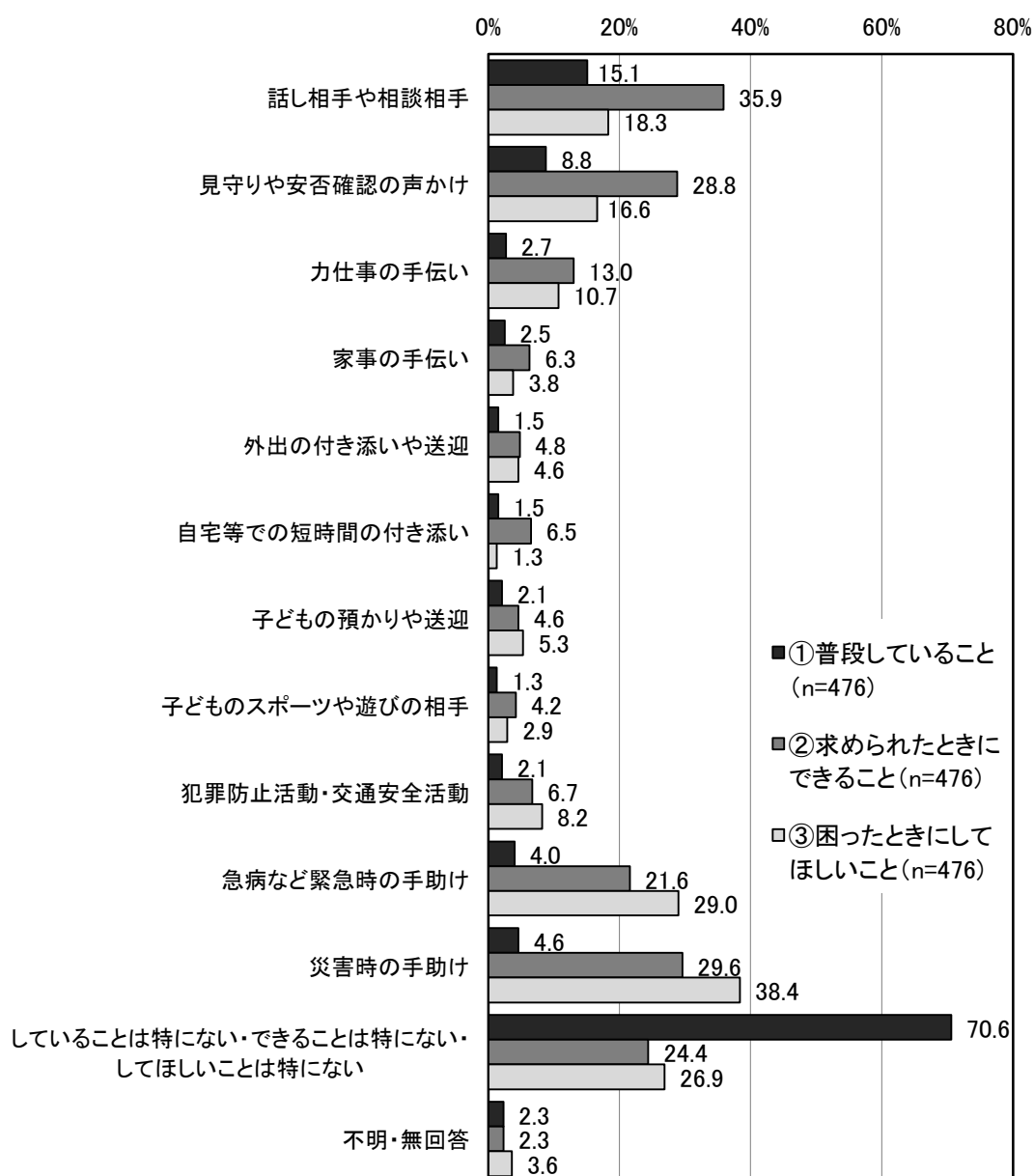


近所における手助けについて、普段していることは、「していることは特にない」が最も高く、次いで「話し相手や相談相手」が、「見守りや安否確認の声かけ」となっています。

求められたときにできることについては、「話し相手や相談相手」が最も高く、次いで「災害時の手助け」、「見守りや安否確認の声かけ」となっています。

困ったときにしてほしいことについては、「災害時の手助け」が最も高く、次いで「急病など緊急時の手助け」、「してほしいことは特にない」となっています。

■ 普段している手助けや、求められたときにできること、困ったときにしてほしいこと



（６）福祉のまちづくりについて

「地域共生社会」という言葉を知っているかについて、「全く知らない」が最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」、「知っている」となっています。

■「地域共生社会」という言葉を知っているか



3 団体等ヒアリング調査結果

福祉やまちづくりに関わる団体等の考えや意見を把握し、「へきなん地域福祉ハッピープラン」策定の基礎資料とすることを目的として、各分野で活躍する団体等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

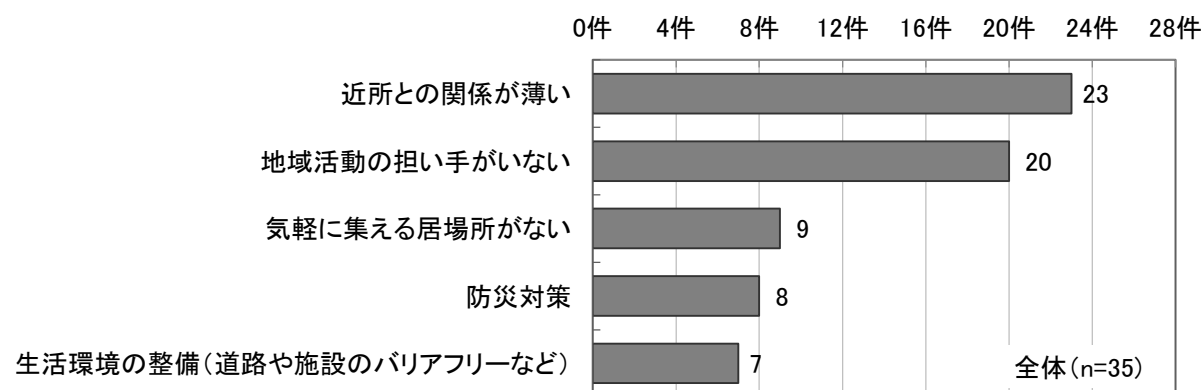
■調査結果の概要

●調査対象者	相談支援事業所（障害）、民生委員児童委員協議会、保護司会、連絡委員、医療機関、通訳、地域包括支援センター、教育相談室、家庭児童相談員、母子父子自立支援員等（35 団体が回答 回収率 94.6%）
●調査期間	令和 8 年 4 月 2 8 日から 5 月 1 5 日まで
●調査方法	団体等への調査シートの配付、回収

（１）地域の課題について

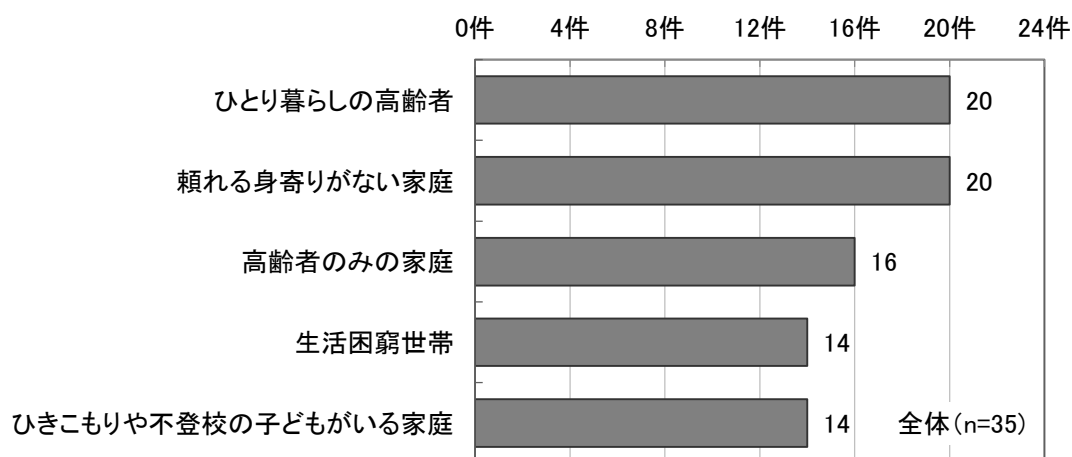
○近年の地域の課題について、「近所との関係が薄い」が最も多く、次いで「地域活動の担い手がいない」、「気軽に集える居場所がない」となっています。具体的には、町内会への加入の減少、身寄りがいない高齢者の増加、80-50 問題、地域内での付き合いの希薄化などが挙げられました。

■近年の地域の課題（上位 5 位）



○地域で手助けや協力・支援が必要な家庭は、「ひとり暮らしの高齢者」が最も多く、次いで「頼れる身寄りがない家庭」、「高齢者のみの家庭」となっています。具体的には、認知症高齢者や身寄りがない高齢者、ひきこもりの状態にある人、障害のある人、ひとり親世帯、外国人の方、生活困窮家庭などが挙げられました。身寄りがない高齢者については、孤独死などが懸念されています。また、地域との交流がなく、支援機関の存在を知らない場合など、協力や支援が適切に受けられていないケースもあるといった意見もみられました。

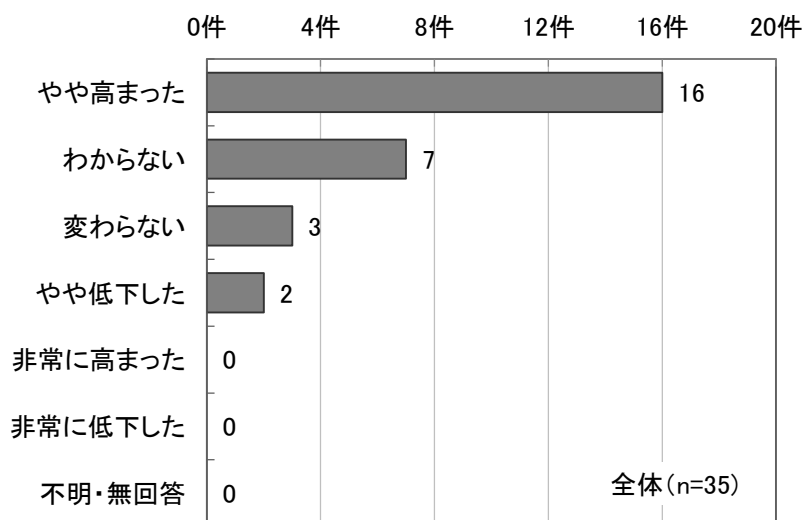
■地域で手助けや協力・支援が必要な家庭（上位 5 位）



（２）碧南市の施策全般について

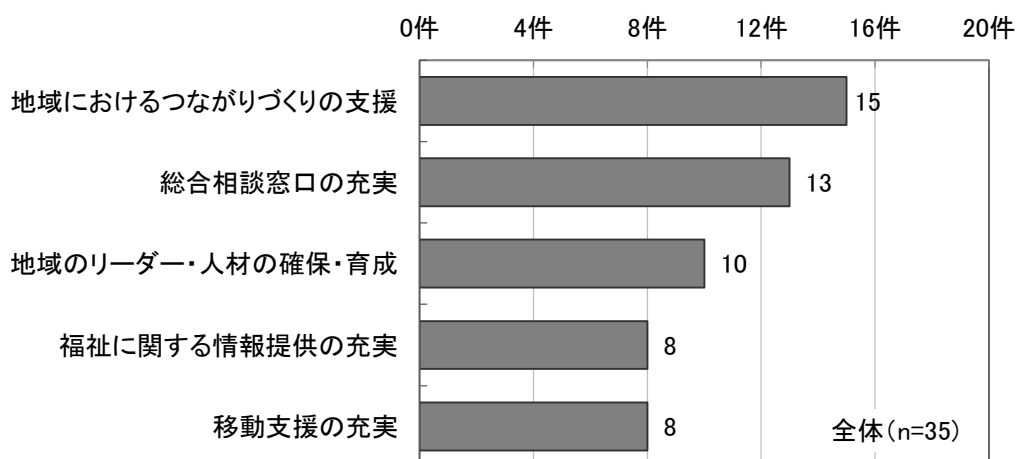
○市民の地域福祉に対する意識の変化について、概ね５年前と比較した意識の変化については、「やや高まった」が最も多く、次いで「わからない」、「変わらない」となっています。

■市民の地域福祉に対する意識の変化



○これからの碧南市の福祉全般について、何を重点的に取り組むべきかについて、「地域におけるつながりづくりの支援」が最も多く、次いで「総合相談窓口の充実」、「地域のリーダー・人材の確保・育成」となっています。

■碧南市の福祉全般について重点的に取り組むべきこと（上位５位）



4 現行計画の評価

前回計画の取り組みを評価するため、各施策や計画内容について、関係課及び社協に調査を実施し、進捗状況を把握しました。評価の判定区分はA～Dの4段階となっており、以下のような内容となっています。

■評価の判定区分

A	順調に進んでいる
B	概ね順調だが、改善の余地あり
C	事業の大幅な改善が必要
D	実施していない

基本目標 1 福祉の意識の醸成と担い手の確保・育成

A評価が85.7%、B評価が14.3%となっています。

[方向性 1 福祉教育の推進と市民の福祉意識の向上]

A評価が90.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・市内を6地区に分け、「地域の出来事を自分事に」をスローガンに、「地域福祉推進会議（地域住民が話し合う場）」を開催し、継続的に話し合いを重ねました。（福祉課・高齢介護課）
- ・年1回各地区での活動を共有及び地域福祉への関心を高めることを目的として「地域福祉推進会議シンポジウム」を市内6地区合同で開催しました。（福祉課・高齢介護課）
- ・介護予防、認知症に関する講座の開催、福祉実践教室の実施により、学校や地域における実践的な福祉教育を進めました。（高齢介護課・学校教育課）
- ・地域福祉への意識向上につながるよう、寄付や共同募金等の取り組みを推進しました。（社会福祉協議会）

【B評価】

- ・幼稚園、保育園、認定こども園において、地域の乳幼児を持つ母親や園児の保護者を対象に子育てにかかわる講座を開催しました。園行事には中学生ボランティアや老人クラブの方々に参加いただいています。園行事に参加するボランティアの枠を、高校生までに広げるように検討する必要があります。（保育課）

[方向性2 地域福祉の担い手の確保・育成]

A評価が60.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・地域活動に関するスキルを学ぶ「まちづくりの担い手育成講座」を実施するほか、碧南市市民活動センターで地域活動・ボランティア活動に役立つ各種講座を開催しました。
(地域協働課)

【B評価】

- ・具体的な課題を検討するコアメンバー会議や町内会の回覧、幼稚園や保育園などで活動の周知を行い、地域福祉の担い手の確保・育成を推進しました。また、地域福祉シンポジウムの開催により、他地区の取り組みを共有することで互いの参考となるように努めました。

次期計画においても、引き続き地域福祉の担い手の確保・育成に努める必要があります。
(社会福祉協議会)

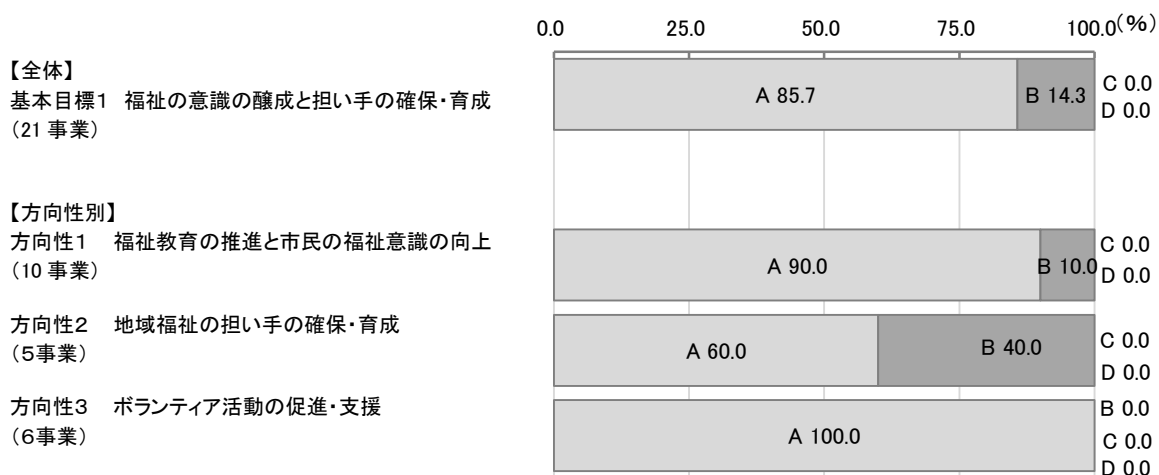
[方向性3 ボランティア活動の促進・支援]

すべてA評価となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・市民活動・ボランティア活動に役立つ各種講座の開催や、補助金の交付に寄り、市民活動をスキル面、資金面両面で支援しました。(地域協働課)
- ・地域住民やボランティアが地域活動を主体的に運営する取組の支援としては、ヘキサポスタッフによる子どもの遊び場づくりを行いました。(生涯学習課)
- ・ボランティア活動への参加促進では、福祉実践教室で活動する、福祉学習サポーターの高齢化が進んでいるため、福祉学習サポーターの養成講座を開催し、担い手を養成します。(社会福祉協議会)

■基本目標1の評価



基本目標 2 地域の支え合いの仕組みづくり

A評価が 75.6%、B評価が 24.4%となっています。

[方向性 1 地域の関わり合いや交流の促進・居場所づくり]

A評価が 68.4%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・幼稚園、保育園、認定こども園では、老人クラブの方々と協働し、ふれあい農園で作物の栽培や収穫や清掃等を実施し、社会参加の促進を図りました。（保育課・高齢介護課）
- ・高齢者や障害者、子育てや介護をしている人などの交流、悩みの共有については、高齢者の楽しめる催しや子育て支援センターでの子どもを持つ親の交流や育児相談を実施し、気軽に参加し、交流できる場の提供に努めました。（社会福祉協議会）

【B評価】

- ・地域交流については、サロンにおいて、外出促進や介護予防、高齢者同士の交流を促進しました。多世代の交流について高齢者を講師としたイベント等を通して多世代の交流を図りましたが、より地域の交流が図れるよう、多様な交流の在り方について検討する必要があります。（社会福祉協議会）

[方向性 2 地域活動の支援]

A評価が 80.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・町内会加入を勧めるページの公開、老人クラブ活動への補助金の支出による活動支援、毎月開催する各地区の民生委員会連絡会議及び地区定例会における福祉情報の提供等、活動団体の活性化と地域の福祉課題解決に向けた環境整備を行いました。（地域協働課・高齢介護課・福祉課）

【B評価】

- ・地域福祉推進会議については、具体的な仕組みづくりは一部の地域に留まっているため、生活課題の解決につながるよう、ニーズの把握や具体的サポートについての検討が必要です。（社会福祉協議会）

[方向性3 多様な分野・組織の連携・協働の推進]

A 評価が 83.3%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A 評価】

- ・介護や障害福祉等の分野以外、制度の狭間となっている課題や複合的な課題を抱える世帯等に対して地域の様々な主体が連携し、情報共有や課題解決を進めるためのネットワークづくりを推進しました。(福祉課)
- ・障害福祉サービス以外の福祉制度については、こども課、高齢介護課、地域包括支援センター、生活保護の担当等と連携し、円滑で適切なサービスを提供できるよう連携を図りました。(福祉課・こども課・高齢介護課)
- ・医療と介護の連携推進事業として、ICTの導入により、クラウド上で介護サービス利用者の医療、介護、健康等の情報共有を、支援者間で進めました。(高齢介護課)
- ・就労や社会参加の場の確保や創出については、障害者雇用の理解促進や支援を必要とする就労希望者への情報提供が推進されるよう、課題解決に向けた検討を進めました。(福祉課)
- ・個別の事例について多職種による個別地域ケア会議等を開催し、関係機関のネットワークづくりに努めました。(社会福祉協議会)

【B 評価】

- ・児童センター・こどもプラザ、保育園等の地域子育て支援センターを通じて、交流の場を提供していますが、制度の狭間となっている課題や複合的な課題を抱える世帯等へのアプローチに対しては課題があります。支援員との連携を定期的に行い、利用者の現状や課題のある世帯等の把握をして支援に繋げていく必要があります。(こども課)
- ・障害福祉に関する連携については、地域自立支援協議会において、当事者及びその家族等の多様な団体が参画し、地域課題の検討や連携を促進しました。様々な地域の課題に対応できるよう地域自立支援協議会を活用し、多様な団体と更に連携を推進する必要があります。(社会福祉協議会)

■基本目標2の評価

【全体】

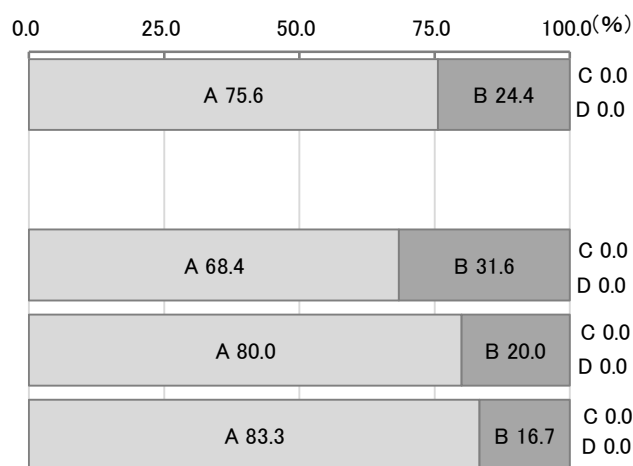
基本目標2 地域の支え合いの仕組みづくり
(41 事業)

【方向性別】

方向性1 地域の関わり合いや交流の促進・居場所づくり
(19 事業)

方向性2 地域活動の支援
(10 事業)

方向性3 多様な分野・組織の連携・協働の促進
(12 事業)



基本目標 3 安心・安全に暮らせる地域づくり

A評価が 87.3%、B評価が 12.7%となっています。

[方向性 1 相談支援体制の強化]

A評価が 90.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・相談を必要とする人に対し、的確かつ迅速に対応し、充実した支援を行うため、庁内関係各課や社協等との連携を強化しました。(福祉課・高齢介護課)
- ・生活困窮者の相談では、福祉課(生活保護担当)、ハローワーク碧南を始めとした、必要と考えられる機関との情報共有、支援調整会議を開催し、困窮状態からの早期脱却を目指した相談受付を行いました。(福祉課)
- ・自殺対策に関連する取り組みとしては、市民・市職員・各団体等の研修実施、関係各課での普及啓発活動を実施し、相談窓口につなげるよう努めました。(健康課)
- ・犯罪や非行を行った人の社会復帰の支援としては、保護司による保護観察対象者との定期的な面談を実施したほか、市民に対して、あいさつ運動などで、更生保護活動の市民理解を図りました。(福祉課)

【B評価】

- ・生活困窮者の就労や自立に向けた支援については、個別の支援プランの作成、ハローワーク等様々な機関との連携により、就労に向けた相談、就労の充実に向けた支援を行う必要があります。(社会福祉協議会)

[方向性 2 多様なサービスの充実と情報提供]

A評価が 82.6%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・サービス等の情報が行き届くよう、ホームページの内容を業務ごとに整理し、分かりやすい表記のするよう心がけました。(福祉課)
- ・広報、市ホームページの掲載に加え、3か所の地域包括支援センターの案内チラシを作成しました。(高齢介護課)
- ・きめ細やかな利用者のニーズ把握については、包括的支援事業において相談者のアセスメントを通じて、ニーズを把握・整理し、適切な支援を行いました。(高齢介護課)
- ・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開の促進については、安心してサービスを受けることができるよう、事業所への指導、相談員の派遣等を通じて取り組

- み、また、事業自体、ケアマネジメントの質の向上にも取り組みました。(高齢介護課)
- ・福祉課題に応じた地域や関係機関等との対応の検討については、地域自立支援協議会の各部会を通じて、当事者家族や関係機関等と課題の検討を行いました。(社会福祉協議会)

【B評価】

- ・子育てや介護、障害福祉に関する情報提供については、市公式LINE配信による利用者増を図りましたが、利用者の少ないセンターもあり、今後、利用者の声も反映させながら配信の在り方を検討する必要があります。(こども課)
- ・医療と介護ガイドマップや高齢者福祉サービスの冊子も作成し、医療機関や事業所の情報を随時更新することで、最新の案内が可能となるよう努めました。所在地を示した地図について、ホームページ上でわかりやすく検索できるよう検討する必要があります。(高齢介護課)
- ・社協だよりについては、SNS等を活用した多様な情報発信により、情報を得やすくしていく必要があります。(社会福祉協議会)

[方向性3 誰もが住みやすい環境づくり]

すべてA評価となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・高齢者や障害者の地域生活の支援や社会参加の促進のため、高齢者外出支援サービス事業及び福祉有償運送事業を行うとともに、さらに高齢者タクシー料金助成事業において申請者の掘り起しを行い、事業の啓発を実施しました。(高齢介護課・福祉課)
- ・無料の市巡回の福祉バスとして、交通空白を作ることなく運行を継続できています。(商工課)
- ・ユニバーサルデザインについては、碧南駅前線の道路拡幅工事において、バリアフリー法に準拠した歩道の設置を含む道路整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した標識等の整備を進めました。(都市計画課)
- ・居住に課題を抱える人に対する配慮された住居の確保や充実については、市営住宅における高齢者向け、障害者向け住宅の整備、養護老人ホームへの措置や生活支援ハウスへの入所決定等、住居の確保を行いました。(建築課)
- ・車いすの貸し出しや、車いす専用車の貸出等については、移動に困難さを抱える人が外出しやすい環境づくりに努めました。(社会福祉協議会)

[方向性4 権利擁護の推進]

A評価が90.9%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・成年後見利用支援事業については、中核機関を運営する中で、基本的な役割でもある制度普及の充実を図る必要があります。（福祉課）
- ・高齢者や、障害者、子どもに対する虐待防止については、虐待等につながる恐れのある事案に対し、関係課と連携に努めたほか、碧南警察や保健所等の専門機関との連携にも努めました。（福祉課）
- ・成年後見支援センターでは市民向け講演会を企画し、制度周知啓発等を行いました。（社会福祉協議会）

【B 評価】

- ・判断能力への支援が必要な認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するための支援としては、出張相談会を企画し、専門職相談の機会を提供するとともに、個別の支援を通じて、成年後見制度を必要とする方について、支援を実施しました。医療福祉関係者だけでなく、様々な専門職と連携し、相談する機会の確保が必要です。（社会福祉協議会）

[方向性 5 地域ぐるみの防災対策の充実]

A 評価が 90.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A 評価】

- ・子どもから大人までが体験できる総合防災訓練を、防災フェスタとして開催しました。（危機管理課）
- ・地域と連携した訓練の実施や防災知識の普及・啓発については、防災リーダー養成講座の開催、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練などを行いました。（社会福祉協議会）

【B 評価】

- ・避難行動支援者の把握については、避難行動要支援者名簿を配布し、訓練を通して要配慮者の把握に努めるように依頼していますが、活用できている自主防災会は多くなく、実際の訓練等でより活用しやすくなるよう、丁寧な支援を進めていく必要があります。（危機管理課）

[方向性 6 地域の見守り・防犯活動の推進]

A 評価が 77.8%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A 評価】

- ・地域の自主的な見守り活動、防犯活動の支援としては、活動資材としての帽子等を配布しました。（地域協働課）
- ・「愛のパトロール」等で、防犯活動の支援とともに、声かけ運動を実施しました。（生涯学

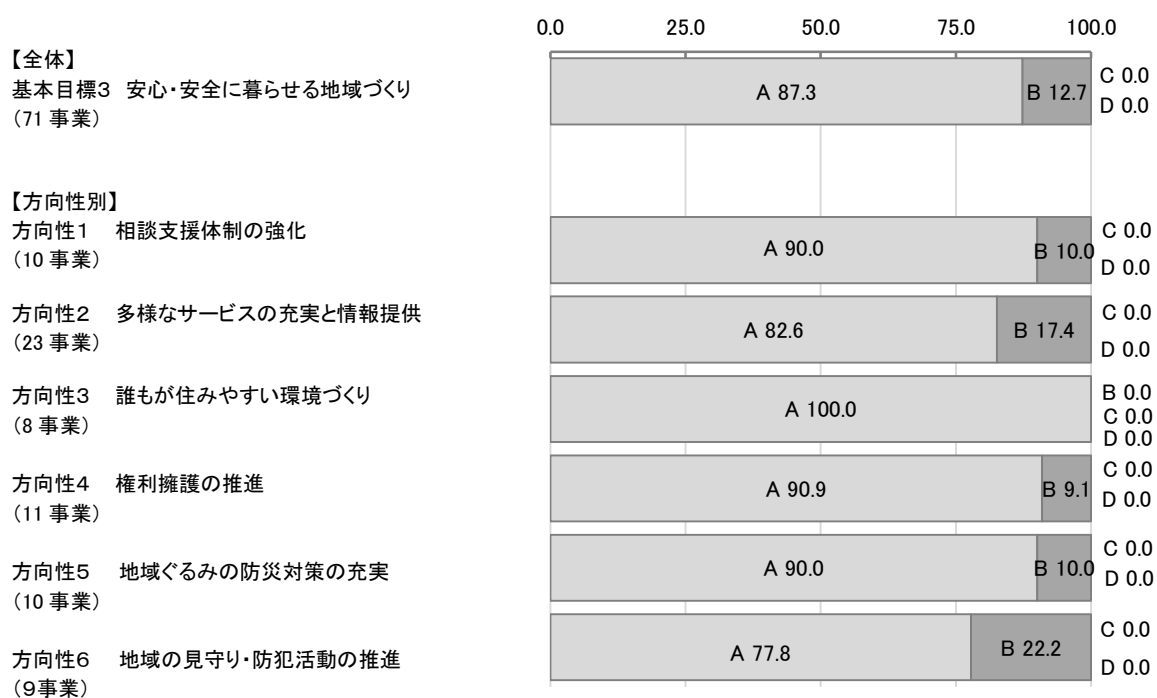
習課)

- ・不審者情報の周知や注意喚起、犯罪の発生状況の周知については、電子メールで各学校へ周知するとともに、こども課、まちの安全推進員へ情報提供を行いました。(学校教育課)
- ・特殊詐欺対策などに関心を持って学んでもらうための防犯教室を開催しました。(地域協働課)

【B評価】

- ・地域のつながりづくりのためのあいさつや見守り活動は、検討を進めた地区もありますが、全地区での検討には至っていないため、全地区での実施について、検討を進めます。(社会福祉協議会)

■基本目標3の評価



5 課題の整理

素案段階で追加いたします。

1 基本理念

【参考】現行計画

地域で築く つながり 支えあうまち へきなん

前回策定時から地域福祉分野の国の動きが大きかったため（地域共生社会の概念明確化、社会福祉法改正による包括支援の強化等）基本理念の変更を提案します。

総合計画の将来像である「新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん」を踏まえ、下記の通り提案します。

案1

共につながり 生きがいつくる みなとまち へきなん

案2

みなとつながり 支えあう みなとまち へきなん

2 基本目標

基本目標 1

地域共生社会に向けた意識づくり・体制づくり

地域福祉を推進していくには、住民一人ひとりが身近な地域や福祉について意識を高め、より多くの住民が地域福祉に関わるのが大切です。多様な方法で、地域福祉に関する住民の関心を醸成する働きかけや、地域福祉に携わる人材の確保・育成や活動の支援を進めます。

基本目標 2

地域における支え合い活動の推進

支え合う地域づくりを進めるには、地域の住民同士が交流する中で顔の見える関係をつくり、地域の課題を地域で解決できるような仕組みを構築していくことが求められます。イベント・行事や地域の拠点などを活用し様々な世代の交流を促進するとともに、町内会を始めとした地域活動の活性化を図ります。また、分野や所属を超えて様々な機関や団体が連携を図ることで、地域のネットワークの構築を図ります。

基本目標 3

支援が必要な人を支える仕組みづくり

誰もが安心して地域で暮らしていくには、あらゆる困りごとや悩みを相談できる場があることや、困りごとの解決につながる支援を受けられることが必要です。行政や社協、事業所等様々な機関が連携し、相談支援体制の充実や多様な支援・サービスの提供を図ります。

基本目標 4

安全で安心につながり合う環境づくりの推進

地域で暮らしていくために必要な住居や移動手段の確保や、本市でも関心が高い防災対策及び防犯や見守りについて施策を推進します。

3 施策の体系及び重点施策

別添資料 施策体系案参照







第8章

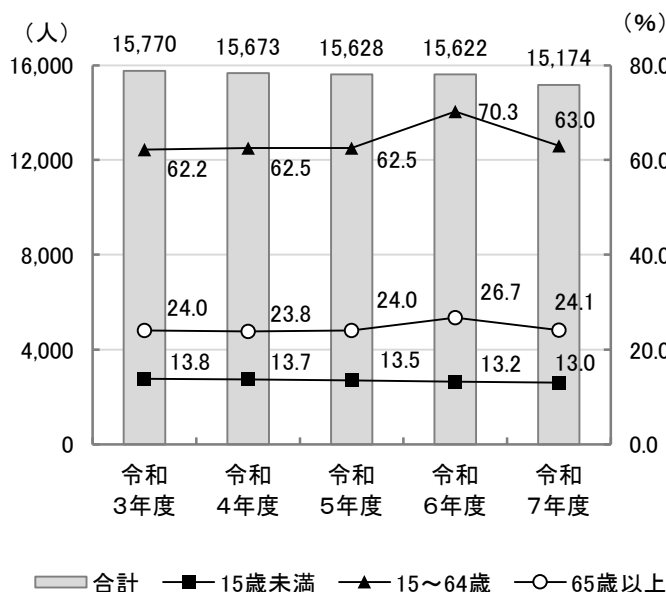
地区別計画

1 新川地区

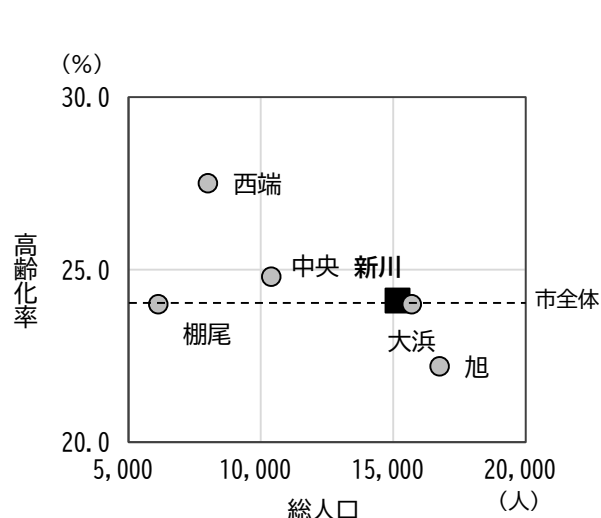
新川地区の総人口は令和3年度以降減少傾向にあり、令和7年度で15,174人となっています。他の地区と比較すると、総人口は、旭地区、大浜地区に次いで多く、高齢化率は市全体よりやや高くなっています。

近所づきあいの程度は、市全体と比較して「困ったときにお互いに助け合える程度」、「立ち話をする程度」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



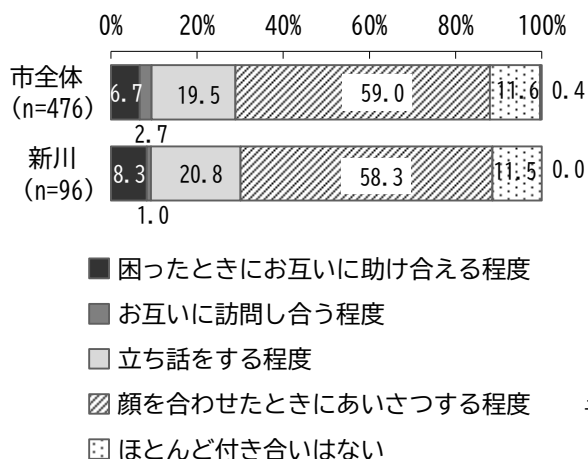
■他の地区との総人口・高齢化率の比較



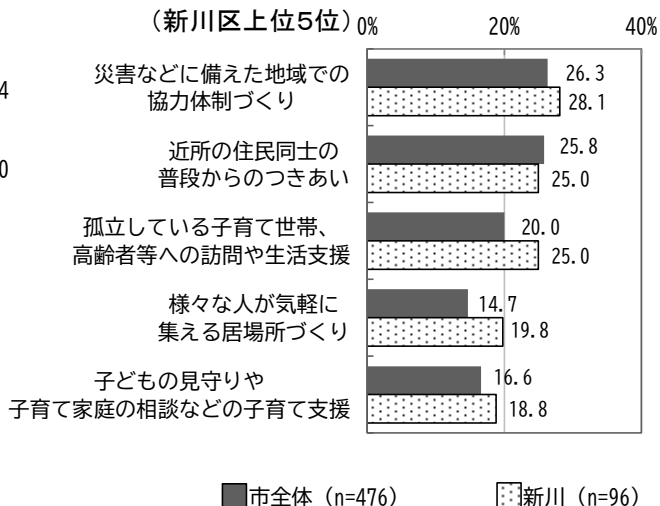
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと

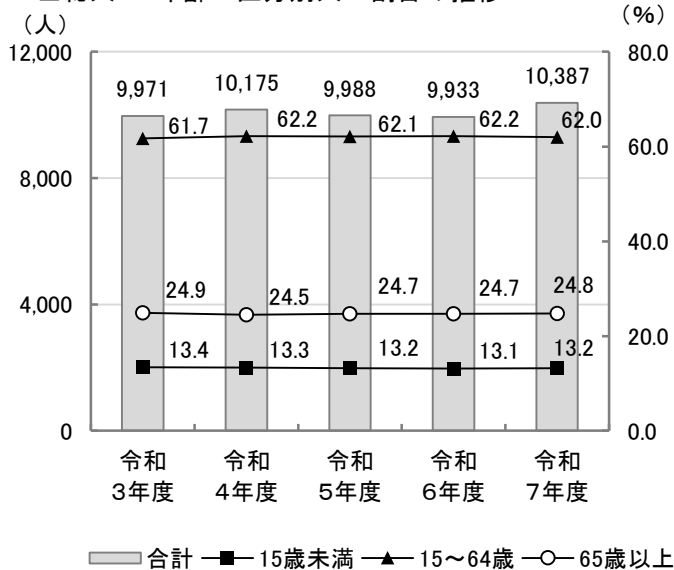


2 中央地区

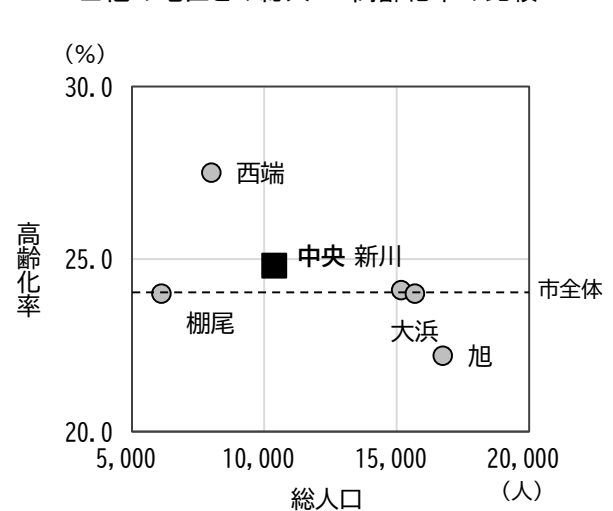
中央地区の総人口は令和3年度以降増加、減少を繰り返し、令和7年度で10,387人となっています。他の地区と比較すると、総人口は、棚尾地区、西端地区に次いで少なく、高齢化率は市全体よりやや高くなっています。

近所づきあいの程度は、市全体と比較して「顔を合わせたときにあいさつする程度」、「ほとんど付き合いはない」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域すべきことは「災害などに備えた協力体制づくり」が最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

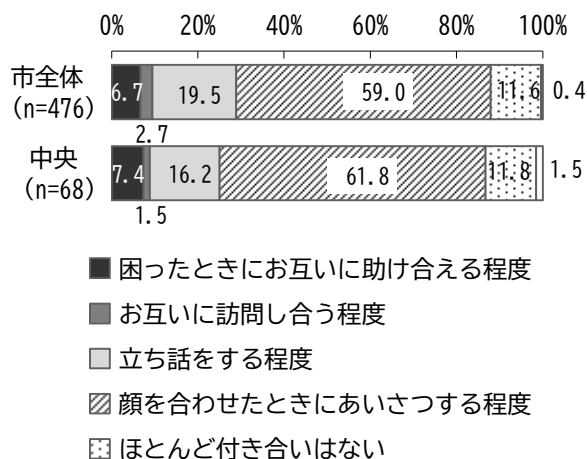
■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



■他の地区との総人口・高齢化率の比較

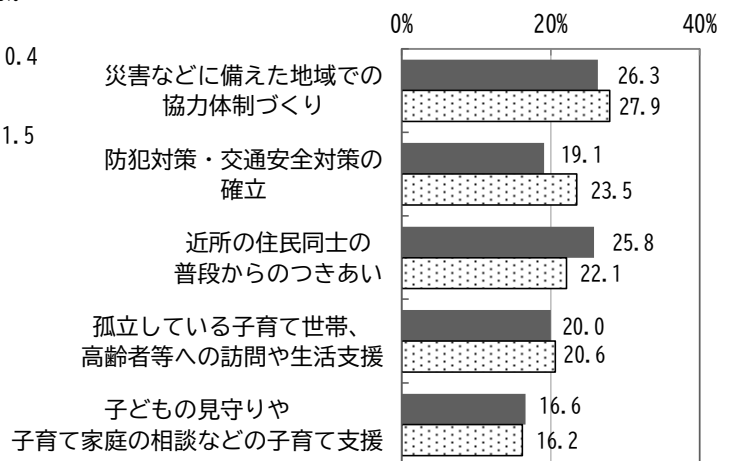


■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域すべきこと

（中央地区上位5位）



■市全体 (n=476)

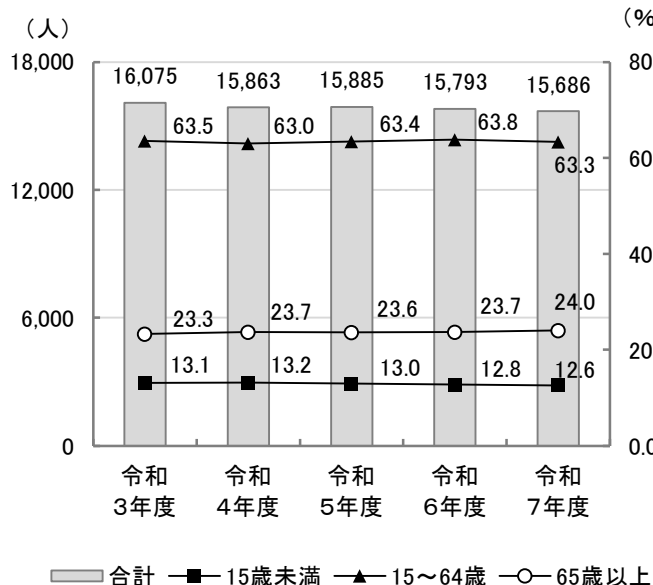
■中央 (n=68)

3 大浜地区

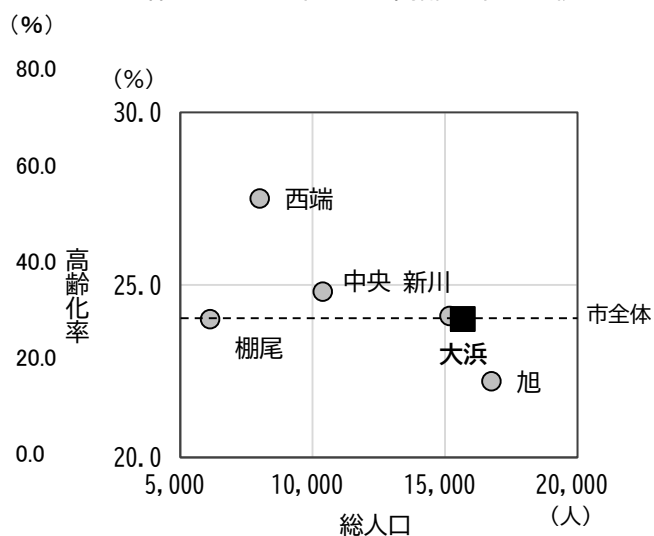
大浜地区の総人口は令和3年度以降減少傾向にあり、令和7年度で15,686人となっています。他の地区と比較すると、総人口は旭地区に次いで多く、高齢化率は市全体と同率となっています。

近所づきあいの程度は、市全体と比較して「お互いに訪問し合う程度」、「顔を合わせたときにあいさつする程度」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が最も高くなっています。

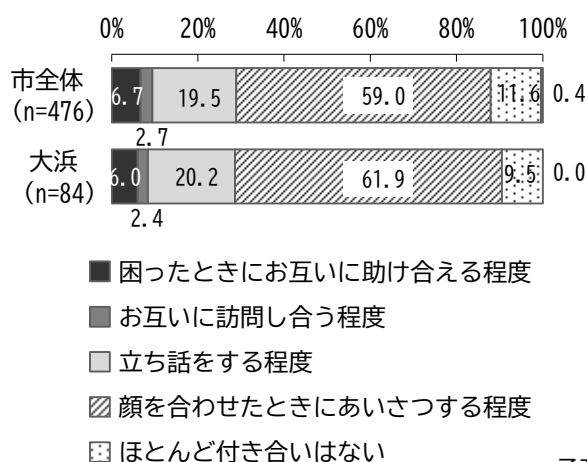
■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



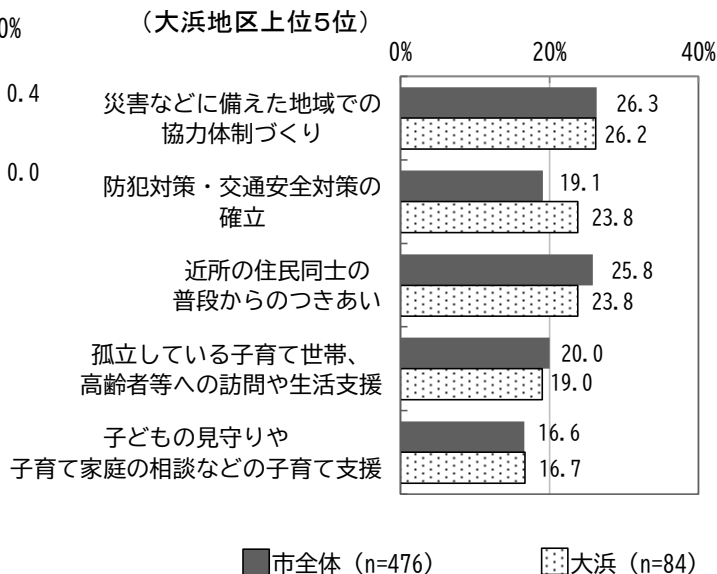
■保の地区との総人口・高齢化率の比較



■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと

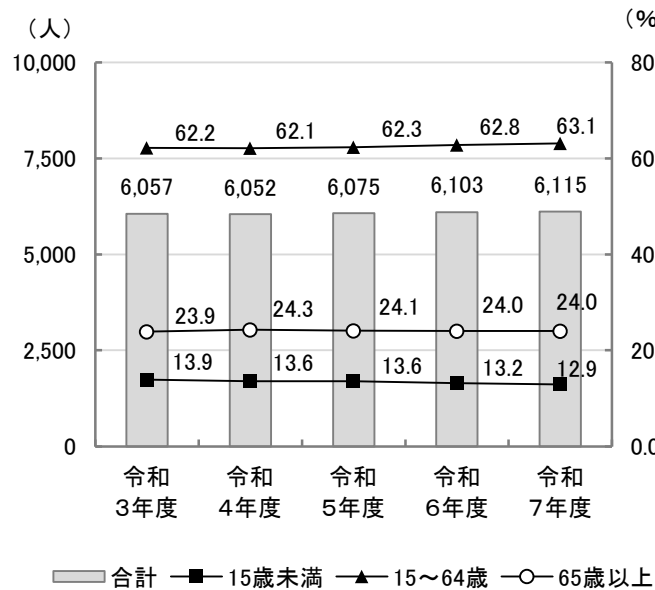


4 棚尾地区

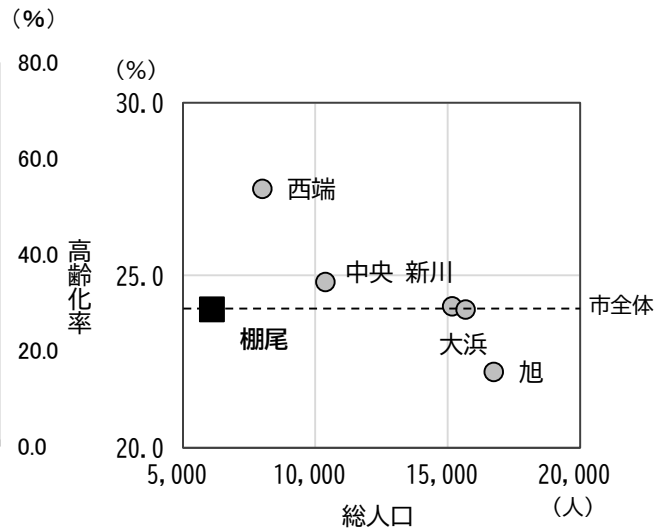
棚尾地区の総人口は令和3年度以降増加傾向にあり、令和7年度で6,115人となっています。他の地区と比較すると、総人口は6地区で最も少なく、高齢化率は市全体よりやや低くなっています。

近所づきあいの程度は、市全体と比較して「お互いに訪問し合う程度」、「ほとんど付き合いはない」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「近所の住民同士の普段からのつきあい」が37.0%と最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

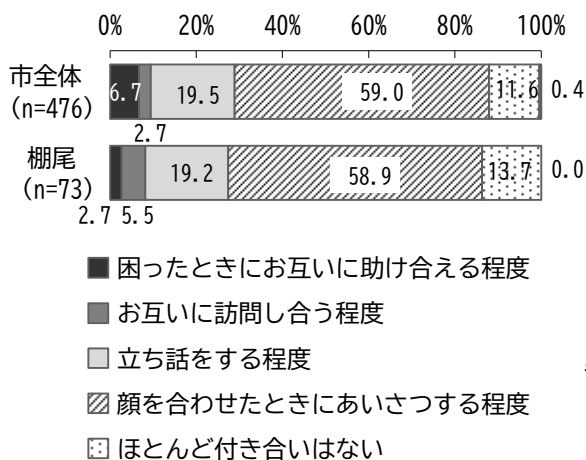
■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



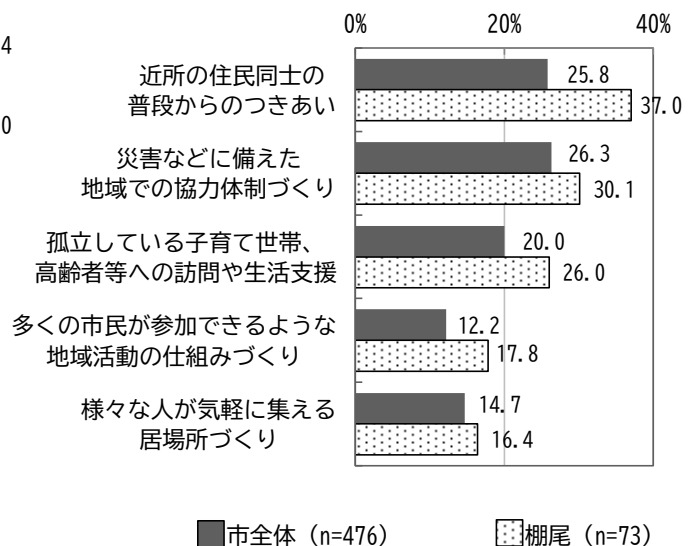
■他の地区との総人口・高齢化率の比較



■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと
(棚尾地区上位5位)

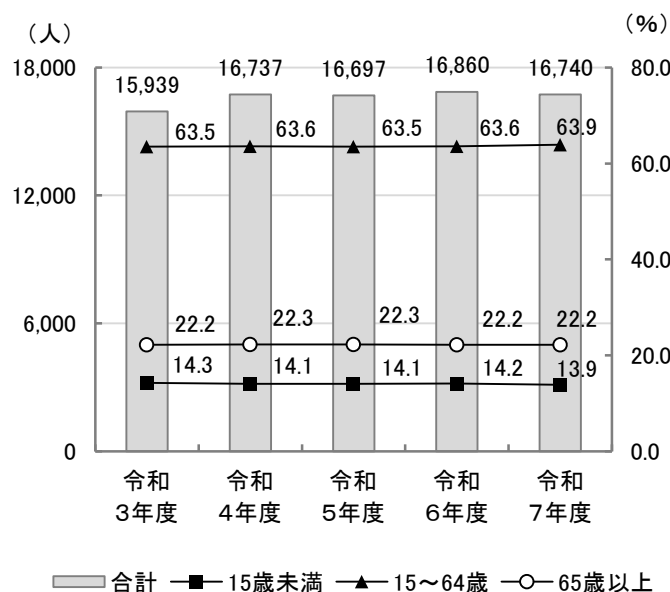


5 旭地区

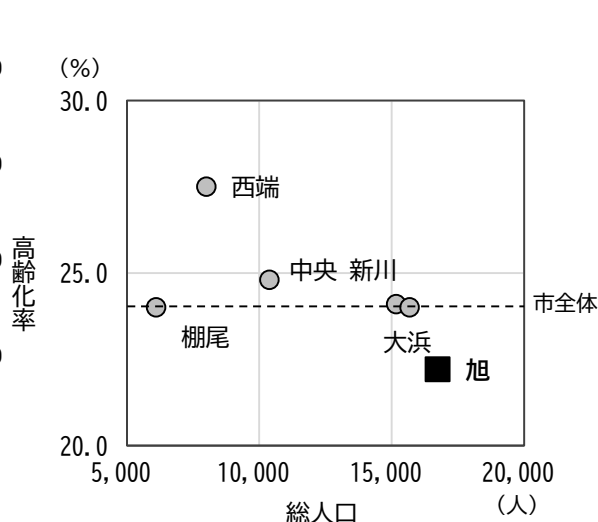
旭地区の総人口は令和3年度以降増加、減少を繰り返し、令和7年度で16,740人となっています。他の地区と比較すると、総人口は6地区で最も多く、高齢化率は最も低くなっています。

近所づきあいの程度は、市全体と比較して「お互いに訪問し合う程度」、「立ち話をする程度」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「災害などに備えた地域での体制づくり」が最も高くなっています。

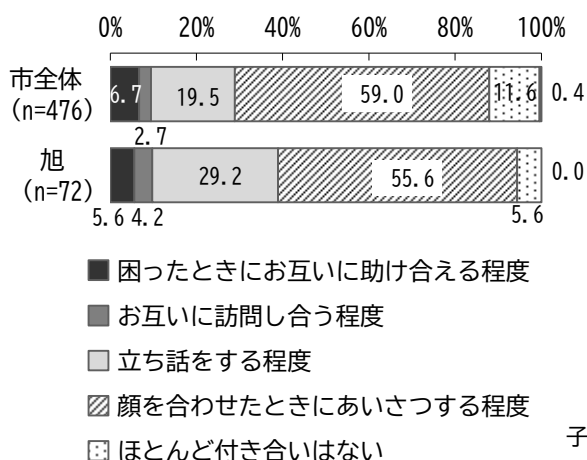
■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



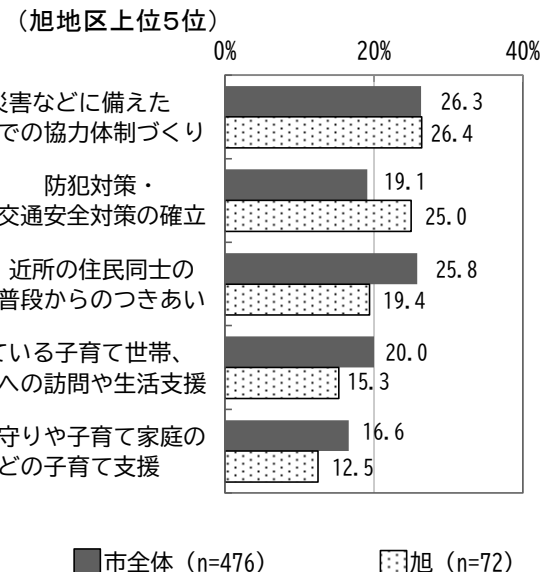
■他の地区との総人口・高齢化率の比較



■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと

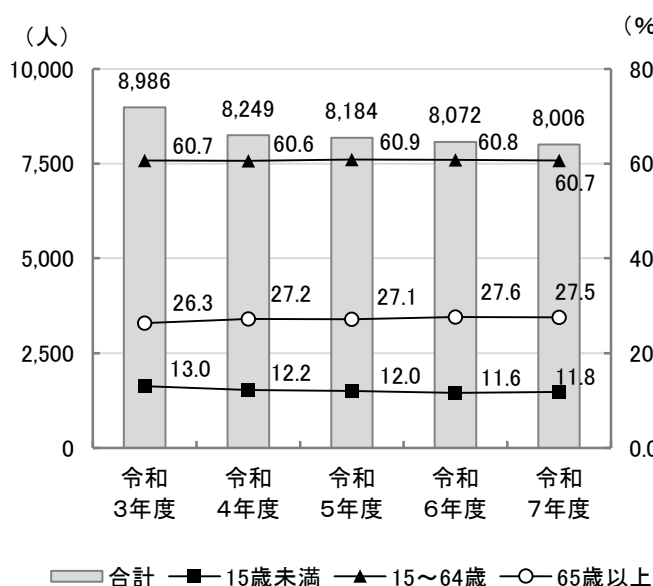


6 西端地区

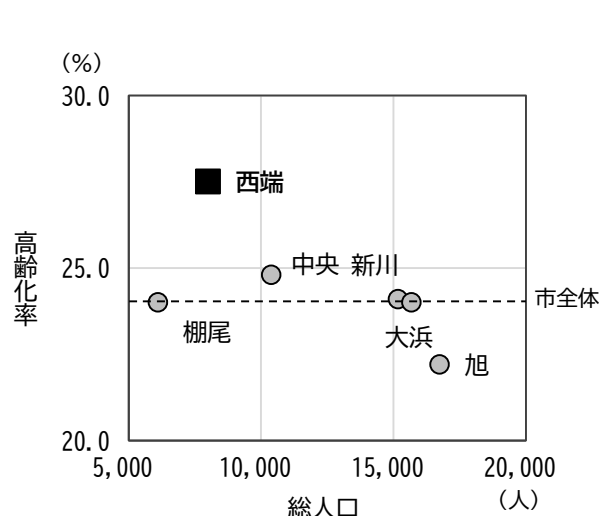
西端地区の総人口は令和3年度以降減少傾向にあり、令和7年度で8,006人となっています。他の地区と比較すると、総人口は棚尾地区に次いで少なく、高齢化率は6地区で最も高くなっています。

近所づきあいの程度は、市全体と比較して「困ったときにお互いに助け合える程度」、「顔を合わせたときにあいさつする程度」、「ほとんど付き合いはない」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「近所の住民同士の普段からのつきあい」が最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

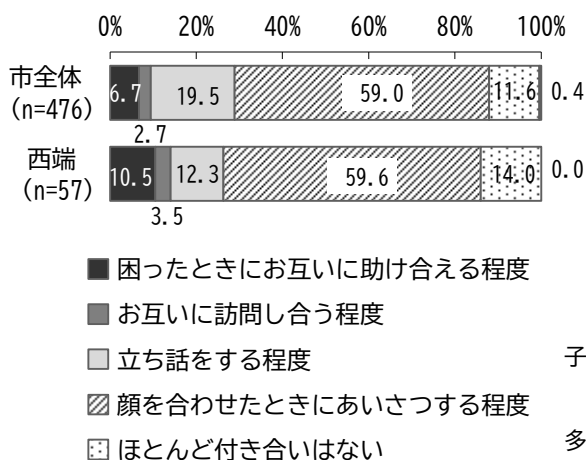
■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



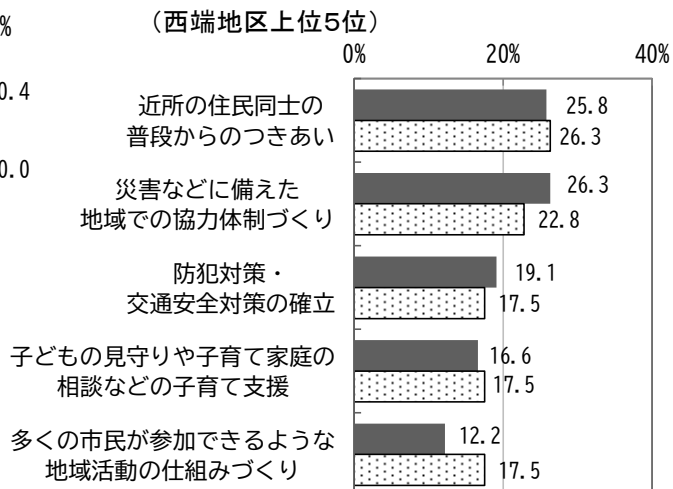
■他の地区との総人口・高齢化率の比較



■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと





資料編

1 令和 8 年度碧南市地域福祉計画策定委員会委員名簿

2 碧南市地域福祉計画策定委員会規程

3 へきなん地域福祉ハッピープラン策定の経緯

4 各地区における活動記録及び効果

5 用語集